

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	93 件
国民年金関係	40 件
厚生年金関係	53 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	90 件
国民年金関係	43 件
厚生年金関係	47 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年8月まで

私は、大学卒業後の昭和60年5月から勤務した会社の会計士に勧められ、市役所で国民年金の加入手続をした。入社当初はアルバイト扱いで収入が少なかつたため国民年金保険料を納めなかつたが、正社員となり収入が安定した昭和61年10月からは、保険料を金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が勤務先に入社した後の昭和61年5月ごろに払い出されているとともに、申立期間直前の同年10月から平成元年3月までの国民年金保険料は現年度納付していることが確認できる。また、申立人は、国民年金に加入するに至った経緯等の加入状況及び保険料の納付開始時期、納付場所等について具体的に説明している上、申立期間は5か月と短期間であり、申立期間の保険料の納付書は、申立人が転居する前の市から平成元年4月に送付されていたことが確認でき、申立期間の保険料を納付することは可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から44年3月まで

私は、結婚前に、父から勧められ、市役所で国民年金の加入手続をした。加入したところに、国民年金保険料をさかのぼって納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が婚姻前に居住していた市において、昭和44年2月ころに旧姓で払い出されていることが確認できるとともに、申立人は、同年3月に、転居先の区で住所変更手続をしていることが確認でき、その時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である上、申立人は、国民年金に加入するに至った経緯、加入場所及び保険料の納付場所等について具体的に記憶している。また、申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、厚生年金保険加入期間中である国民年金の資格取得日前の昭和43年2月に払い出されたと記録されているなど、申立人の記録管理が適切に行われていなかった可能性も認められる。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から同年12月まで

私は、結婚した昭和50年4月より前に、区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、加入したころに納付可能な国民年金保険料はすべて納付したと記憶している。また、結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年4月ころに旧姓で払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付及び現年度納付が可能な期間であるとともに、申立期間直後の保険料は現年度納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

また、申立人は、国民年金の加入時期等の加入状況及び保険料の納付場所等について具体的に記憶している上、申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付しているとともに、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする夫は、昭和50年5月に国民年金に加入以降の保険料をすべて納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から42年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、昭和40年10月に事実上の婚姻をしたことを契機に国民年金の加入
手続をした。国民年金保険料は、私か夫のどちらかが、その都度、夫婦二
人分を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得で
きない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は、3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は現年
度納付していることが確認でき、また、申立人は、申立期間及びその前後の
期間当時の生活状況等に特段の変化は見られないなど、申立内容に不自然さ
は見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその夫が申立期間の保
険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、
申立人は、国民年金の加入時期等の加入状況に関する記憶が曖昧である上、
申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和42年4月ごろに払い出されているが、
申立人は、さかのぼって保険料をまとめて納付した記憶はないと供述してい
るなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見
当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認め
られる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から50年3月まで

私は、昭和50年ごろ、姉から勧められて国民年金に加入した。その際、区役所の担当者から、この時期は20歳までさかのぼって保険料を納付できると説明されたので、約9万円を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認できる昭和50年3月は、第2回特例納付が実施されていた期間であり、申立人が申立期間の保険料をさかのぼって納付することは可能であった上、申立人が一括納付したとする金額は、申立期間の保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致する。

また、申立人の姉は、申立人より一月ほど早い昭和50年2月に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、申立人に国民年金への加入を勧めてから一月ほどして、申立人から、国民年金に加入し、貯めていたお金の一部を取り崩して保険料を納めてきたことを聞いたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から51年11月まで
② 昭和54年6月から58年8月まで
③ 昭和59年9月から平成5年6月まで

私は、昭和41年頃に友人との会話の中で国民年金を知り、市役所で加入手続をし、同市役所で毎月国民年金保険料を納付していた。また、60年に転居した後も転居先の市役所で手続をし、同市役所で毎月保険料を納付していたはずである。申立期間①、②については、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに、申立期間③については、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和54年6月については、特殊台帳には当該月の国民年金保険料を58年11月に還付処理した旨の記載があるものの、申立人が当時居住していた市が保有する56年5月時点の被保険者名簿及び55年5月時点及び56年5月時点の検認全リストによれば、54年6月まで保険料が納付され、同年7月以降の保険料は未納とされており、かつ、申立人が任意加入被保険者の資格を喪失した旨の記載はないこと、57年5月時点の検認全リストに、54年6月1日に申立人が任意加入被保険者の資格喪失をした旨の記載が認められるが、任意加入被保険者の資格喪失は、制度上、さかのぼって行うことはできず、当該月の保険料を還付した取扱いには合理的理由が認められないなど、当該還付処理には過誤があり、当該月の保険料は納付していたものとすべきである。

しかしながら、申立期間①、申立期間②のうち昭和54年7月から58年8月

までの期間及び申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人が国民年金に加入するきっかけとなった友人も申立人と同様に51年12月から納付済みとなっている上、申立人は51年12月に任意加入しているため、制度上、当該期間の保険料をさかのぼって納付することはできないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②のうち昭和54年7月から58年8月までの期間については、上記のとおり、市の当該期間当時の56年5月作成の被保険者名簿では、54年7月から56年3月までの保険料は未納とされていること、また、市の検認全リストから56年度に申立人の任意加入被保険者資格の喪失処理が行われたと考えられ、当該喪失処理後は保険料納付書が送付されていなかったと考えられることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人が所持する領収証書により、当該期間直後の平成5年7月から7年3月までの各月の保険料を時効間近の時期にそれぞれ納付していることが確認でき、当該期間直後の5年7月分を納付した7年8月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、これらの過年度納付及び7年4月からの申請免除により厚生年金保険加入期間及び合算対象期間を含めて年金受給資格期間を満たすことが可能であったことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4774

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫婦で定期的に銀行及び郵便局で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である上、前後の期間の保険料は納付済みである。また、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の夫の職業や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
私の父は、私が 20 歳になってから私の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は 12 か月と短期間である。また、父親が保険料を納付したとする申立期間当時同居していた父母及び二人の姉は、申立期間の保険料が納付済みとなっている。さらに、申立期間直前の昭和 38 年 3 月の保険料は、国民年金手帳の記号番号が払い出された 39 年 8 月から 40 年 4 月の間に過年度納付したと考えられ、申立期間直後の 39 年度の保険料は、市町村名簿により 40 年 9 月に過年度納付したことが確認でき、その間に申立期間についても過年度納付が可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの期間及び46年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年3月まで
② 昭和46年4月から同年6月まで
③ 昭和47年10月から48年3月まで

私は、18歳から平成16年まで飲食店に勤務した。雇用主は、私が20歳になった昭和43年1月から飲食店が平成9年12月に厚生年金保険の適用を受けるまで私の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、申立期間①と②の間の期間及び申立期間②の直後の期間の国民年金保険料を納付している上、当該期間はそれぞれ3か月と短期間である。また、当時申立人と一緒に飲食店に勤めていた同僚は、雇用主が従業員の保険料を納付していたと証言している上、証言した同僚及び雇用主は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人の雇用主が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとされる雇用主から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明確であることに加え、同僚及び雇用主も当該期間の保険料が未納となっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの期間及び46年4月から同年6月までの期間の

国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から62年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から62年1月まで

私は、会社を退職した昭和61年8月に、自身の国民年金の加入手続及び妻の国民年金被保険者資格の種別変更手続をした後、区役所から送られてきた納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録により、申立期間の当初に国民年金に加入していることが確認できる上、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人が納付書により保険料を納付したとする納付方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする区の出張所は当時開設されており、保険料の収納業務を行っていた上、納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致する。さらに、申立人が国民年金被保険者資格の種別変更手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、申立期間当初に国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更され、申立期間の保険料が納付済みになっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私は、結婚後に国民年金の加入手続をした。同居し、国民年金保険料と一緒に納付していた母親は、申立期間の保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時、申立人と同居し、保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親は申立期間を含む国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和43年2月時点では、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、申立人の納付方法、納付場所等の記憶は具体的であり、当時の収納制度と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から52年3月まで

私は、結婚してしばらくした昭和49年に義母から「サラリーマンの妻も国民年金に加入して保険料を納付すれば、受取額が増える」と言われ国民年金に任意加入した。加入手続は義母が行い、国民年金保険料は私が近くの金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金へ任意加入し、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年4月時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、申立人は、国民年金への任意加入の契機、手続の時期、手続の場所、保険料の納付方法、納付場所等についての記憶が具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和40年7月から43年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から43年4月まで
② 昭和46年2月から48年5月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料は、自宅に来た集金人に納付した。集金人が、年金手帳に印紙を貼り割印していた記憶がある。また、申立期間②の保険料は父親が納付していたのを聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年4月時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、申立人の、国民年金への加入の契機、加入時期、加入場所及び納付開始時期、納付方法、納付場所等の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、平成5年3月の記録統合前は、当該期間は未加入期間として記録管理されていたことが確認できるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和40年7月から43年4月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和45年ごろ、自宅に国民年金保険料を集金に来ていた食品組合の職員の人から「今ならば、過去の未納期間の保険料を納めることができる特例納付の制度がありますよ」ということを聞き手続をした。保険料は後日自宅に訪れた食品組合の人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が申立期間の保険料を特例納付したとする昭和45年ごろは、第1回特例納付の実施期間中であり、申立人の、特例納付の契機、特例納付の手続、納付方法及び納付場所等に関する記憶は具体的であり、当時の特例納付の制度と合致している上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間当時、申立人の自宅に集金に来ていたとする食品組合は、国庫金の取扱いを行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私は、義母に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料をいつも区役所の出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年7月に国民年金へ任意加入後は、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付しており、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人の、保険料の納付時期、納付方法、納付場所等の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4791

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私が共済組合の組合員資格を喪失したのを機に、妻が、市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和49年8月から平成3年7月まで付加保険料を納付し、同年8月から10年10月まで国民年金基金に加入している。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、市役所で自身の国民年金の加入手続を行った際、自身の保険料と一緒に、昭和46年4月から保険料を納付したと説明しており、申立人の妻の国民年金手帳の記号番号が47年2月に払い出されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

夫が共済組合の組合員資格を喪失したのを機に、私は、市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和49年8月から平成3年7月まで付加保険料を納付し、平成3年8月から10年12月まで国民年金基金に加入している。

また、申立人は、市役所で自身の国民年金の加入手続を行った時に、申立人の夫の保険料と一緒に、昭和46年4月から保険料を納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和47年2月に払い出されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで
② 昭和57年7月から同年9月まで

申立期間①については、私と私の母の国民年金保険料が未納となっており、通知を受け、私の妻が私と母の保険料を納付したはずである。

申立期間②については、妻が付加保険料を含めて夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和37年4月から60歳に達する平成7年9月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は12か月間と比較的短期間である。

また、申立人の妻が、申立人の分と一緒に保険料を納付したとする申立人の母親は当該期間の保険料が納付済みとなっている上、申立人の妻の保険料の納付状況に関する説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 申立期間②については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする妻は保険料の納付状況についての記憶が不明確である上、妻も当該期間の保険料が未納であるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年12月まで
② 昭和63年4月から同年6月まで
③ 平成5年4月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は1か月間と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付額、納付場所及び納付時期等に関する記憶が曖昧である上、申立人と同居していた当時の夫も、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、市の被保険者名簿によると、申立人は、当該期間直後の昭和59年1月から3月までの保険料を61年3月10日に過年度納付していることが確認でき、61年3月時点では、当該期間の保険料は時効により納付できない。さらに、申立期間②については、申立人が当該期間直前の昭和62年4月から63年3月までの12か月分の保険料を重複納付したため、平成2年8月10日に、63年7月から平成1年5月までの期間(11か月分)に充当処理されているが、当該期間については、平成2年8月時点では時効により充当できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4797

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から50年9月まで

私は、昭和49年ごろに区から届いた国民年金の加入勧奨のハガキを契機に、区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、20歳にさかのぼって未納分の国民年金保険料を納付するとともに、その後の保険料の口座振替の手続を行った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成20年8月26日付けで昭和39年4月から50年9月までの期間の納付記録の訂正が必要であるとともに、そのうち、39年4月から40年3月までの期間については、厚生年金保険加入期間であることから、国民年金保険料を還付することが必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官へのあっせんが行われ、あっせんに基づき還付することが必要とされた39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、平成20年9月に還付がなされている。

しかしながら、当該あっせん後に、年金記録確認中央第三者委員会の決定に基づくあっせんにおいて、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員期間であり、本来国民年金の被保険者となり得ない期間である事案について、保険料納付の事実を認め、また、保険料を長期間国庫歳入金として扱ってきたこと、当該厚生年金保険の被保険者期間又は共済組合の組合員期間は、脱退手当金又は退職一時金が支給済みであり、年金額の計算の基礎には反映されない期間であること等を踏まえて、記録訂正を認めた先例となるあっせんが行われた。

この先例を踏まえると、本件の場合、申立人は、国民年金の加入手続きをした際、本来国民年金の被保険者となり得ない厚生年金保険の被保険者であった期

間を含めて国民年金の被保険者として適用を受けていたこと、行政から勸奨を受けて、忠実に特例納付で申立期間の保険料を納付したものの、最近までその記録が納付済みとされておらず未納とされていたこと等の状況が確認でき、また、厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされていることなど先例との共通点が認められる。さらに、30年以上にわたり形成されていた申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上、国民年金の被保険者となり得ないことを理由に、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの期間について、被保険者の資格を認めず納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

これらの事情を含めて改めて判断すると、申立人の納付記録については、昭和39年4月から40年3月までの期間について国民年金保険料納付済期間として記録を訂正すべきものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月及び同年9月
私の申立期間の国民年金保険料については、母から、私が昭和62年に退職した後の保険料と同様に母が納付してくれたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、自身及びその夫の国民年金保険料を昭和41年度以降すべて納付しており、また、申立人の国民年金加入直後の昭和62年9月及び同年10月の2か月間の保険料及び申立期間の2か月間の保険料をそれぞれ区役所出張所で納付したこと、申立人が再就職した際に同出張所で被保険者資格喪失の手続をしたこと等を明確に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年3月までの期間、46年10月から47年3月までの期間及び56年10月から58年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から45年3月まで
② 昭和46年10月から47年3月まで
③ 昭和56年10月から58年4月まで

私の夫は、病気になる昭和57年末まで夫婦の国民年金保険料を納付していたはずであり、夫が病気になってから58年※月に亡くなるまでは、私が夫婦の保険料を納付した。申立期間の私の保険料が納付済みであるのに、夫の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が病気になる昭和57年末までは申立人が、その後は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと説明しており、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は連番で46年1月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人の妻が48年3月に46年10月から47年3月までの期間の保険料を過年度納付するまで、夫婦の保険料納付済期間及び未納期間は同一であったことなど、申立人夫婦は一緒に保険料を納付していたものと考えられる。また、申立期間①については、保険料を一緒に納付していたとする妻の当該期間の保険料は49年に第2回特例納付により納付済みとされていること、申立期間②については、妻の当該期間の保険料は48年3月に過年度納付されていること、申立期間③については、妻の当該期間の保険料は現年度納付されていることなどから、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月及び55年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月
② 昭和55年7月から同年9月まで

私の夫は、病気になる昭和57年末まで夫婦の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月及び3か月といずれも短期間である。

申立期間①については、当該期間直後の昭和41年4月から45年3月までの保険料は第2回特例納付で納付されていることが申立人の特殊台帳で確認でき、当該期間の保険料も特例納付することが可能であり、申立期間②については、保険料を一緒に納付していたとする夫の保険料は納付済みであるなど、申立期間が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年9月まで
② 昭和42年4月から同年6月まで

私は昭和38年4月ころに区役所で国民年金の加入手続をし、その後、国民年金保険料の納付には気を付けてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間直前の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料は現年度納付で納付されている上、当該期間は3か月と短期間である。また、当該期間の前後を通じて申立人の仕事及び住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間直後の昭和39年10月から41年3月までの保険料を41年11月にさかのぼって納付していることが確認でき、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された40年10月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年11月及び6年12月から7年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月
② 平成5年5月から6年6月まで
③ 平成6年12月から7年2月
④ 平成8年7月

私は、これまで会社を退職した際及び住所変更の際は国民年金の手続を行い、厚生年金保険加入期間以外はすべて国民年金保険料を金融機関などで納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は1か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。また、申立期間③については、申立人が所持する年金手帳の記載及び印字により、当該期間における住所変更の手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが確認でき、当該期間は3か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②及び④の期間については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間②については、申立人の元妻も保険料が未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間④については、当該期間の保険料を平成10年9月に時効期間を経過して納付したため、当該期間の翌月の保険料に充当されていることが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年11月及び6年12月から7年2月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月
② 平成3年1月

私たち夫婦は、平成4年1月に国民年金の加入手続を行った。その際に「さかのぼって納付できる。」と言われたので、過去の国民年金保険料を分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、当該期間は1か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②については、申立人が所持する領収書から当該期間を含む平成3年1月から同年3月までの保険料を5年3月11日に納付していることが確認できるが、当該納付時点では、当該期間の保険料は時効期間経過後の納付であったため、後日保険料が還付されていることがオンライン記録から確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月、3年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月
② 平成3年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、平成4年1月に国民年金の加入手続を行った。その際に「さかのぼって納付できる。」と言われたので、過去の国民年金保険料を分割して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、当該期間は1か月と短期間であるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。また、申立期間②のうち平成3年2月及び同年3月については、2か月と短期間であり、申立人が一緒に納付したとする夫は当該期間の保険料を納付していることなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②のうち平成3年1月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人と一緒に保険料を納付していたとする夫は、当該期間の保険料が未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月、3年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4805

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から同年9月まで
私は申立期間当時の国民年金保険料を、3か月分の納付書で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月以降の国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は3か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである。また、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4809

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで
私は、昭和36年4月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の国民年金保険料を納付しており、印紙により納付したとする納付方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の昭和37年6月に払い出されていることが確認でき、申立期間が未加入とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
厚生年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から53年5月まで

夫が会社を退職した後、私が町役場で夫の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和44年3月から53年3月までについては、申立人が居住していた町の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人と同姓同名の被保険者が申立人の妻と連番で手帳記号番号の払い出しを受けていることが確認でき、当該期間の国民年金保険料は納付済みとされている。また、当該被保険者のオンライン記録では、申立人と生年月日が1日違いであるものの、妻の所持する町の住民基本台帳の申立人及び妻の欄には払出簿と同じ手帳記号番号が記載されており、当該被保険者の保険料納付済期間と申立期間がほぼ一致することから考えて、当該被保険者の年金記録は申立人の記録であると推認される。

しかしながら、申立期間のうち昭和53年4月及び同年5月については、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を一緒に納付していたとする妻は、保険料の納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和44年3月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和38年9月ごろ区役所の出張所で国民年金に加入し、職員に国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われたが、手持ちのお金がなかったため、一旦、家に帰り、足りない分は姉からお金を借りて保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和36年10月から39年3月までについて、申立人は、国民年金への加入の動機及び場所並びにさかのぼって国民年金保険料を納付したときの状況の記憶が具体的である上、納付したとする金額は、当時の保険料額と概ね一致し、国民年金に加入以降、申立期間を除き保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和36年4月から同年9月までについては、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された38年12月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 3 月から 39 年 7 月までの期間及び 46 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月から 39 年 7 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 43 年 8 月まで
③ 昭和 46 年 4 月から同年 8 月まで

私は、何より年金が大事と考えて、国民年金保険料をすべて納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を特例納付したとする昭和 53 年は第 3 回特例納付が実施されていた期間であり、申立人は、特例納付の案内が区役所から送られて来た記憶が明確である上、特例納付したとする保険料について申立人の所持していた金銭と足りない分を姉から借用したと説明しており、姉も申立人にまとまった金額を貸した記憶があると証言していることから、納付したとする保険料の原資が明確なものとなっている。また、申立人は、国民年金に加入以降、申立期間を除き保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申請免除期間であり、特例納付をすることができない期間である上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 37 年 3 月から 39 年 7 月までの期間及び 46 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4818

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年3月まで
私の国民年金保険料は、母と夫の保険料と一緒に集金人に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足以降、申立期間を除き60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は9か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済みとされている上、保険料と一緒に納付していたとする母親の申立期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から44年3月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで
③ 昭和53年4月から58年3月まで

私は、昭和36年に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。また、60歳よりも前に納付できなかった保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間前後の保険料を納付しており、当該期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間当初に納付していたとする保険料額は、当時の保険料額と相違し、60歳よりも前に一括で納付したとする保険料の具体的な納付時期、納付場所、納付金額を憶えていないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から同年10月まで

私の妻は、私が昭和44年8月に会社を退職したときに、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人の妻が申立人の加入手続をし保険料を納付したとする区の出張所は、申立期間当時開設され、加入手続及び保険料の収納を取り扱っており、印紙で納付したとする方法は、居住していた区の納付方法と合致し、納付したとする保険料の金額は申立期間の保険料額と一致している。さらに、妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっている上、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の申立期間当初に国民年金手帳の記号番号が払い出されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月及び同年11月

私は、平成4年4月から5年1月までの国民年金保険料を納付書で一括納付したと思う。また、6年9月に社会保険事務所で厚生年金保険の年金手帳記号番号重複取消届の処理を行った際、国民年金の保険料納付状況を確認したが、未納はないと担当者に言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、平成4年4月から厚生年金保険に再加入する前の5年1月までの期間を一括納付したと説明する保険料額は、当該期間の保険料額とおおむね一致している。

また、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間前後の期間の保険料を過年度納付していることが確認できること、申立人は、厚生年金保険の年金手帳記号番号重複取消届の処理をする前に一括納付をしたと説明しており、当該届の処理が行われた平成6年9月以前の時点では、申立期間の保険料も過年度納付することが可能であったことなど、申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月及び同年5月
② 平成8年3月

私は、夫と一緒に国民年金に加入し、苦しい生活の中でやり繰りし、遅れて国民年金保険料を納付した月もあったが、1か月でも納付忘れが無いように心掛けて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月以降、申立期間及び申請免除期間を除き、60歳までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間①については、2か月と短期間である上、申立人は、当該期間の前後の期間の保険料を1か月分ずつ毎月定期的に過年度納付していることが確認できること、申立人が当該期間に納付したとする保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、当該期間の保険料について、時効期間経過後の納付であったため、平成10年5月25日に還付決議が行われ、申立人名義の金融機関口座への送金通知書が作成されていること、申立人は同年8月3日に申立人名義の口座に還付金が入金されていたことは確認できたと説明していることなど、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年8月から58年12月まで
② 昭和59年3月

私は、婚姻前に、20歳から未納となっていた国民年金保険料をさかのぼって納付したことを憶えている。一括で納付した金額は約8万円と記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和60年4月以降の国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は1か月と短期間である上、当該期間直前の期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、過年度納付をした時点で、当該期間の保険料を併せて納付することが可能であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、婚姻前に20歳からの未納となっていた期間の保険料をさかのぼって納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は婚姻後の昭和61年1月に払い出されており、当該払出時点では、当該期間の大部分は時効により納付することができない期間である上、申立人は、国民年金の加入^{あいまい}手続の時期及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、現在所持している年金手帳のほかに別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。また、昭和49年11月から50年3月までの定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年3月まで

私は、夫の海外赴任に伴い、昭和48年1月に出国し、51年3月に帰国するまで海外に居住していた。海外居住中の私の国民年金保険料(付加保険料を含む)の納付は、義母に任せていた。帰国後、義母から保険料を納めていない期間があることを聞き、市役所で申立期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年10月については、特殊台帳では、47年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料(付加保険料を含む)を前納していることが確認でき、49年1月に保険料額が改定されたことから、前納した保険料が49年1月から同年9月までの期間の保険料に充当され、同年10月から50年3月までの期間はみなし免除期間とされているが、充当計算上1か月の充当不足が認められ、本来は49年1月から同年10月までの期間の保険料に充当されるべきであったことから、申立人は、同年10月分は付加保険料を含めて納付していたものと考えらるべきである。

また、申立期間のうち、昭和49年11月から51年3月までの期間については、申立人は、46年9月に国民年金に任意加入した以降、申立期間を除き付加保険料を含めて国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が当該期間の保険料を納付したとする51年3月時点では、50年4月以降の保険料は現年度納付となるため、付加保険料を併せて納付することが可能である。また、申

立人は、保険料を納付した際の状況を具体的に説明しており、申立人が納付したとする保険料額は、当該期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和49年11月から50年3月までの付加保険料については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、51年3月時点では、当該期間の保険料は過年度の保険料となり、付加保険料の納付は当該年度内に納付されないと収納されなかったなど、当該期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。また、49年11月から50年3月までの定額保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、平成5年※月に結婚した後、自宅に社会保険事務所から国民年金保険料の納付書が届き、社会保険事務所の窓口で分割して保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年5月ごろの時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。また、申立人は、さかのぼって納付した回数は2回で、納付した金額はいずれも12万円だったとしており、申立期間の保険料を過年度納付した場合の保険料額とおおむね一致する上、社会保険事務所の窓口で保険料を納付したとする説明は過年度保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から7年6月16日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の平成6年12月から7年5月までの標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていたことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年12月から7年5月までは34万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成8年10月1日以降の同年12月5日に、申立人を含む11人の標準報酬月額の記録がさかのぼって引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が6年12月から7年5月まで9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼり記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から34万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月1日から63年6月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の昭和62年12月から63年5月までの標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていたことが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和62年12月から63年5月までは38万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成元年2月28日より後の同年4月25日に、申立人を含む12人の標準報酬月額の記録がさかのぼって引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が昭和62年12月から63年5月まで11万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼり記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から38万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和39年4月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月29日から同年8月1日まで

A社における海外勤務期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和30年8月1日から43年10月26日までA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人が、A社に申立期間も勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できる従業員のうち、申立期間当時人事部の責任者と管理者であった3名のうちの2名が、当時の海外出向者に対する給与については、国内の同社から一部支給し、厚生年金保険の被保険者資格を継続させる取扱いとしていたと供述している。

さらに申立人とともに外国に出向していたとする同僚は、当時、給与については、社会保険料を控除するため、国内の同社から一部支給されていたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年8月1日における社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和30年8月1日に訂正し、同社C工場における資格取得日に係る記録を31年8月31日、資格喪失日を同年12月11日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万6,000円、申立期間②の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月1日から同年9月1日まで
② 昭和31年8月31日から同年12月11日まで

A社B出張所及び同社C工場で勤務した期間のうち、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。同期間には、A社に継続して勤務しており、厚生年金保険料を徴収されていたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の上司及び同僚等の供述及び申立人の具体的な申立内容から判断すると、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務し（昭和30年8月1日に同社C工場から同社B出張所に転勤、その後31年8月31日に同社B出張所から同社C工場に転勤し同年12月11日まで勤務）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①については、昭和30年9月の社会保険事務所の記録から1万6,000円、申立期間②については、31年7月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立期間①及び②ともに、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主
が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事
務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事
情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 14 年 6 月 26 日まで

平成 7 年 7 月から 14 年 5 月までの標準報酬月額が 26 万円となっているが、36 万円に相当する保険料が控除されていた。当時の源泉徴収票、給与支払明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

源泉徴収票及び給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過って26万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、また、厚生年金基金で保存していた申立期間に係る報酬月額の届書においても、報酬月額が26万円となっていることから、事業主が26万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和26年6月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月11日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された退職者名簿及び事業主の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和26年6月11日に同社C本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年7月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から提出されたA社B支社に係る厚生年金台帳には、申立人の同社B支社における資格取得日が昭和26年7月1日と記録されており、また、この日付は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和38年8月21日）及び資格取得日（40年8月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、38年8月から39年9月までは3万6,000円、39年10月から40年7月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月21日から40年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において昭和38年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月21日に資格を喪失後、40年8月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社が発行した在籍証明書により、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が勤務していたB社C事務所における複数の同僚は、申立人が申立期間において同社C事務所に継続して勤務しており、その業務内容に変更は無かったことを供述している。

さらに、B社の現在の人事担当者は、「申立期間当時においても、現地採用や国内採用などの採用区分などで、厚生年金保険の加入に関して相違はなかったと思う。」旨供述している。

加えて、申立人及び上記複数の同僚は、申立期間当時、B社C事務所の従業員数は10人程度であったと供述しているところ、申立人は、そのうち9人の同僚の氏名を記憶しており、当該9人の同僚は、全員申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から判断すると、昭和38年8月から39年9月までは3万6,000円とし、39年10月から40年7月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年8月から40年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成7年4月18日とされ、同日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B支社における資格取得日を7年4月18日とし、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月18日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会をしたところ、A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社から提出された在籍証明書、人事記録及び事業主の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（平成7年4月18日に同社C支社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険庁のオンライン記録から38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、当時、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が平成7年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行

っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月1日から43年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を42年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月21日から43年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和42年9月21日に同社に入社しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録によると、申立人がA社に昭和42年9月21日から申立期間も継続して勤務し、申立期間のうち、同年10月から43年3月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和42年10月から43年3月までの標準報酬月額については、42年11月から43年4月の給与明細書の保険料控除額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る昭和42年10月から43年3月までの保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、同社の承継事業所であるB社は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 42 年 9 月 21 日から同年 9 月 30 日までの期間については、申立人から提出のあった給与明細書から、43 年 7 月の随時改定が同年 8 月分の給与の保険料控除額から反映されていることが確認できる上、A社の承継事業所である B 社の給与事務担当者は、同社の厚生年金保険料は翌月給与で控除していると供述していることから、A社における厚生年金保険料の控除は、翌月控除であることが認められるところ、42 年 10 月分の給与明細書に厚生年金保険料の控除の記載が無いことから、申立人は、申立期間のうち、42 年 9 月 21 日から同年 9 月 30 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社本社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和41年6月1日にA社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和41年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年4月から同年9月までを47万円に、同年10月から4年9月までを50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年10月31日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成3年4月1日から4年10月31日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年9月までは47万円、同年10月から4年9月までは50万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年10月31日より後の5年4月1日に、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録がさかのぼって引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が3年4月から4年9月まで9万8,000円へと引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼり記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成3年4月から同年9月までを47万円、同年10月から4年9月までを50万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年8月1日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年6月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成12年7月1日、資格喪失日が14年1月1日とされ、当該期間のうち、13年12月31日から14年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を14年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年12月31日から14年1月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成13年12月31日まで継続勤務していたのは確かなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の賃金台帳によると、申立人は、同社に平成13年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、上記賃金台帳の平成13年12月の保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていなかったことを認めていることから、納付していないことを認めている上、事業主が資格喪失日を平成14年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所にこれを13年12月31

日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る13年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年10月1日であると認められることから、同支店における厚生年金保険の資格喪失日を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月16日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務している期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、昭和47年4月1日入社以来、同社には継続して勤務しているので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していることが認められる。

また、厚生年金基金の加入記録においては、申立人のA社B支店における資格喪失日は、平成5年10月1日であることが確認できる。

さらに、A社によると、申立期間当時の社会保険事務所及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪の届出様式は、複写式であったとしており、また、申立期間当時、月中の異動者においては、翌月の一日付けで被保険者資格の取得及び喪失の届け出を行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する平成5年10月1日に被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和30年11月17日から31年3月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を30年11月17日に、資格喪失日を31年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月から31年2月まで
② 昭和31年5月から32年2月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社(現在は、C社。)に勤務した申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②については、それぞれA社及びB社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における複数の同僚は、「申立人は、昭和30年5月ころにA社に入社し、1年くらい勤務した。」と供述しており、同僚のうち一人は「自分と申立人は、正月休みに出勤させられた覚えがある。」と供述している。

また、申立人は、A社を退職直後、実家の伊勢えび漁の仕事を手伝った記憶があり、伊勢えびは春に採れることから、同社には少なくとも昭和31年2月末までは勤務していたと主張している。この事実経過の説明は、申立人の実家が所在したD町の漁業協同組合が、伊勢えびの漁獲時期は例年2月から3月半ばの春一番が吹くころであるとしていることと符合している。

これらのことから、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社における厚生年金保険の加入について、複数の同僚から「社会保険は一定期間経過後に加入していた。」との供述があり、申立人と同様に昭和30年5月にA社に入社し、申立人と同じ業務に従事していたとする上記複数の同僚のうち、ほぼすべての者の資格取得日は、社会保険事務所において30年11月17日と記録されており、同社においては、入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことが推認される。

また、申立人及び同僚が供述した当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が入社後一定期間経過後に厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和30年11月17日から31年2月29日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和30年11月から31年2月までの標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年11月から31年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①のうち、昭和30年5月から同年11月17日までの期間については、上記のとおり、申立人と同時期にA社に入社したとする上記複数の同僚のうち、ほぼすべての者の資格取得日は、社会保険事務所において30年11月17日と記録されており、当該同僚には、その入社から同日までの期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。そして、当該同僚のうち二人は、「自分は、A社に入社してから半年程度、厚生年金保険に加入させてもらえず、給与から保険料は控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和30年5月から同年11月17日までの期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①のうちの昭和30年5月から同年11月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てていると

ころ、B社は、申立期間②当時の従業員に関する資料等を保有していないが、当時在籍していた従業員に、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことを確認している。

しかし、申立人が記憶している同僚一人は、申立期間②当時、自身の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨供述している。

また、社会保険事務所の記録では、B社は、昭和33年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和43年7月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和43年4月から同年6月までの標準報酬月額については、4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月ごろから同年8月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社は、昭和43年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、申立人の同社における被保険者資格の喪失日は、当初、43年7月26日（処理日、同年8月24日）と記録されていたところ、後に、同年4月1日を喪失日とする訂正の処理が行われていることが確認できる。

また、A社において、昭和43年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者全員について、その処理日は異なるものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（43年4月1日）より後の日付で、被保険者資格の喪失日を43年4月1日にさかのぼって訂正されており、かつ、当該訂正処理前の記録から、申立期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所において、これらの処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和43年4月1日に資格を喪失した旨の記録は、有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正前の記録における43年7月26日であると認められる。

また、昭和43年4月から同年6月までの標準報酬月額については、申立人の資格喪失日に係る訂正処理前の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月 26 日から同年 8 月ごろまでの期間については、A 社は、既にその事業を廃止しており、当時の代表者の連絡先も不明であることから、同社及び代表者から申立人の当該期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は A 社における同僚を一人記憶しているところ、当該同僚は、その連絡先が不明であり、申立人の勤務の期間やその状況等について確認することができなかった。

そこで、社会保険事務所の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から当該期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの二人は、申立人が A 社に勤務していたことは記憶していたものの、退職時期までは記憶していなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月 26 日から同年 8 月ごろまでの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和58年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月31日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。支店間の異動はあったが、申立期間においても、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る人事異動発令書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和58年6月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年4月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしており、また、事業主が資格喪失日を昭和58年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の

申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和56年3月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月3日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る人事記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和56年3月3日にA社D本社からA社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年4月の社会保険事務所の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和56年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を平成4年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中に同社本社から同社B支店への異動はあったが、同社に継続して勤務し厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（平成4年6月1日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年7月の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったとしていることから、事業主が平成4年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から同年11月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にA社B支店から同社本社に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の申立人に係る人事記録及び在籍証明書から、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年11月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年9月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA労働組合B支部における資格取得日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A労働組合に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同労働組合C支部から同労働組合B支部への異動はあったが、同労働組合に継続して勤務し厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA労働組合の発行した在籍証明書から、申立人は、A労働組合に継続して勤務し（昭和49年5月1日に同労働組合C支部から同労働組合B支部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、昭和49年6月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行しているか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立人の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を平成2年10月から3年9月までの期間について36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年10月1日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が30万円となっているが、A厚生年金基金加入員記録では36万円となっており相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人の申立期間の平成2年10月から3年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額は30万円となっている。

しかし、A厚生年金基金及びB健康保険組合の記録は、当該期間の標準報酬月額は、36万円であることが確認できる。また、事業主は申立期間当時、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合への届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月21日から同年12月21日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、同社から関連会社であるB社に異動した時期であるが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録並びにA社から提出のあった賃金台帳及び申立人に係る社員カードから判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和48年12月21日に同社から関連会社であるB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳及び昭和48年10月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保存されていないことから不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日と健康保険組合の記録における資格喪失日がいずれも昭和48年11月21日となっており、社会保険事務所と同組合の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知

を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成8年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。給与からの厚生年金保険料の控除事実が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に平成8年8月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び平成8年7月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失届の誤りがあったものとしていること及び事業主が資格喪失日を平成8年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和45年11月13日、資格喪失日が49年3月31日とされ、当該期間のうち、45年11月13日から46年1月13日までの申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を昭和45年11月13日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月13日から46年1月13日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。同社は、平成20年9月に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和45年11月13日に関連会社であるB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が

時効により消滅した後の平成 20 年 9 月 4 日に、社会保険事務所に対して訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 11 月及び同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月21日から48年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、同社には昭和36年3月22日から継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出のあった人事記録等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記人事記録では、申立人は昭和47年12月21日にA社C工場から同社D工場に異動していることが確認できるが、B社では、申立期間当時、A社においては、社会保険事務所に対する厚生年金保険の被保険者資格の得喪に係る届出について、異動発令日の翌月1日を資格得喪日としてこれを行う取扱いとしていたところ、申立人の同社C工場における資格喪失日を、誤って異動発令日である47年12月21日として届け出たものであるとしている。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年11月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主が届出を誤ったことを認めていることから、事業主が昭和 47 年 12 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年9月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月15日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社の関連会社であるA社に勤務していた期間のうち、申立期間について未加入となっている旨の回答をもらった。

しかし、申立期間に異動はあったが、A社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社(申立期間後にA社と合併した法人)から提出された人事台帳から判断すると、申立人は、申立期間について、同社の関連会社であるA社に継続して勤務し(昭和34年9月15日に同社の関連会社のC社から同じく関連会社のA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年10月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和31年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月30日から同年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社の関連会社であるA社に勤務していた期間のうち、申立期間について未加入となっている旨の回答をもらった。

しかし、申立期間に異動はあったが、A社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社（申立期間後にA社と合併した法人）から提出された人事台帳から判断すると、申立人は、申立期間について、同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和31年10月にA社から同じく関連会社のC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年8月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月15日から同年10月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について未加入となっている旨の回答をもらった。

しかし、申立期間にA社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社(申立期間後にA社と合併した法人)から提出された人事台帳及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間についても、A社に継続して勤務し(昭和50年10月1日に同社から同社の関連会社のC社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年8月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日に係る記録を平成4年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月29日から同年3月1日まで
ねんきん特別便が郵送され、A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

しかし、同事務所には、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A事務所から提出された賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書により、申立人は、同事務所に平成4年2月29日まで勤務し、同年2月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年2月分の給与明細書の給与総額及び厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しに申立人のA事務所に係る資格喪失年月日が平成4年2月29日と記載されていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月20日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間について未加入となっている旨の回答をもらった。

しかし、申立期間については、A社に在籍したままB社に出向し、勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年5月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和38年1月1日）及び資格取得日（38年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月1日から同年2月1日まで

ねんきん特別便に、A社C支店に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無かったため、社会保険事務所に確認したところ、申立期間が未加入となっている旨の回答をもらった。

しかし、申立期間当時、A社C支店に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社C支店において昭和35年7月1日に厚生年金保険の資格を取得し、38年1月1日に資格を喪失後、同年2月1日に同支店において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録、B社から提出された在籍証明書及び社員名簿から、申立人が申立期間においてA社C支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、申立人は正社員であり、勤務形態にも変更は無かったことから、申立人を厚生年金保険に加入させ、給与から保険料を控除していたことを認めている。

さらに、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者のうち、申立人と被保険者資格の取得年月日が同日（昭和35年7月1日）の従業員（54人）について、

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立人と同様に、同支店における勤務期間の途中に厚生年金保険の未加入期間がある者は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和42年12月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月9日から43年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社B支店から同社本社への異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の給与明細書、雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和42年12月9日にA社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の総支給額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立どおりの届出を行っていなかったことを認めており、納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和21年4月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から21年4月1日まで

昭和16年4月1日から21年3月31日まで、A社B製作所及びA社C製作所で正社員として勤務していたが、社会保険事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無い。厚生年金保険料を支払っていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和16年4月1日から21年3月31日までA社B製作所及びA社C製作所において勤務していたとしているところ、社会保険庁のオンライン記録では、A社が、厚生年金保険(当時の名称は労働者年金保険)の適用を受けた17年6月1日から被保険者資格を有し、20年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、A社B製作所が昭和62年6月18日に発行した在職証明書により、昭和16年4月1日から21年3月31日まで同社に在籍していたことが確認でき、また、申立人が保管していた職歴等の記録に記載されている疎開の状況等は、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立期間において同社が事業主として申立人を使用していたことが確認できる。さらに、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推

認できる。

ところで、A社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年のいずれかの時期に、在職していた者を対象に復元されたものであり、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び17年2月1日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。なお、現存する当該被保険者台帳の備考欄には、「一部照合済台帳 32.1.26」及び「全期間に対応する名簿 20.5.17（焼失）」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認されたD大空襲の翌日の20年5月15日を資格喪失日に設定したものである。そうすると、オンライン記録上の資格喪失日は、事実に則したものと認められない。

次に、申立人が疎開した工場であるE県F市のA社C製作所は、昭和20年3月10日から厚生年金保険の適用事業所となっていることから、同社の被保険者名簿を確認したが、申立人の名前の記載は確認できなかった。なお、申立人と同様にD市のA社B製作所からF市に工場疎開した従業員の厚生年金保険の記録を確認したところ、A社B製作所で被保険者資格を取得したのち、資格喪失、E県F市のA社C製作所で被保険者資格を再取得している者がいる一方で、E県で勤務していた間もA社B製作所で被保険者資格が継続している者も確認できることから、申立人についても、必ずしもA社C製作所で被保険者資格を再取得すべきであったとまでは言えず、申立期間中、A社B製作所の被保険者であったことも考えられる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実に則した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当程度高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、A社B製作所発行の在職証明書から、昭和21年4月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を

改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間のうち昭和36年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を36年11月30日に訂正し、申立期間のうち35年12月から36年10月までの期間に係る標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の昭和35年12月から36年10月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月30日から37年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和35年6月1日から37年2月1日までA社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（昭和36年11月30日支給分）により、申立人は、申立期間のうち、昭和35年12月30日から36年11月30日までの期間については、A社に継続して勤務し、当該期間に係る給与から、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和36年11月30日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及び昭和35年11月の社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社について、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、A社は法人事業所であり、申立人は「申立期間中も従業員数は5人以上であった。同僚6名とA社の受け皿会社

となったB社に移籍した。」と供述している。このことは、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者において、同社が適用事業所でなくなった日（昭和35年12月30日）と同日で被保険者資格を喪失している同僚6名が確認でき、社会保険事務所のC社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同日に、同社において被保険者資格を取得している当該同僚6名の記録が確認できることから、申立人の供述は信憑性^{びよう}が高いと考えられること、及び全喪前の記録等から、A社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間のうち昭和36年12月1日以降の期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認するための関連資料も無く、事業主や当時の従業員とは連絡が取れないことから、厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和36年12月1日以降の期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和52年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の昭和52年3月及び同年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年5月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和51年12月21日から52年5月31日までA社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書（昭和52年1月から同年5月支給分）により、申立人は申立期間に、A社に継続して勤務し、申立期間に係る給与から、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

このため、申立人の標準報酬月額については、申立期間に係る当該給与明細書から、8万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社について、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、A社は法人事業所であり、申立人

は、申立期間中も従業員数は5人以上であったと供述していることに加え、全喪後も申立人の雇用保険の加入記録があることが確認できる。また、A社の代表者及び同僚等で連絡先の判明する者が無く確認は取れないが、同社の全喪日（昭和52年3月31日）と同日に被保険者資格を喪失している者は、社会保険庁の記録において、申立期間に他の事業所において被保険者資格を取得している事実は確認できないこと、及び全喪前の記録等から、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年2月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月19日から同年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給料計算書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料計算書及び元役員の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料計算書の保険料控除額及び昭和55年3月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に解散しており、当時の事情を確認できる関連資料等も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年4月30日、16年4月30日及び17年4月28日について、その主張する標準賞与額（79万1,000円、57万7,000円及び30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を79万1,000円、57万7,000円及び30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成16年4月30日
③ 平成17年4月28日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間に支給された特別賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。特別賞与明細書により、賞与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間に係る特別賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された特別賞与明細書（平成15年度、16年度及び17年度支払分）により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（79万1,000円、57万7,000円及び30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社が事業を承継。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月23日から同年11月22日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について1か月の空白期間が生じていた。しかし、D社に入社し、以後、合併によりA社を経て、E社に定年まで継続して勤務し、申立期間についてはA社C支店に在職していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに勤務先発行の在籍期間及び退職証明書から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和46年11月22日にA社C支店から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年9月の社会保険事務所の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月15日から同年5月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年4月15日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日は、昭和47年3月20日であると認められることから、同社C工場における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月20日から同年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務（昭和47年3月20日に同社本社から同社C工場に異動）していたことが認められる。

一方、D連合会におけるA厚生年金基金加入員台帳には、申立人のA社C工場における資格取得日が昭和47年3月20日と記載されており、また、同社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和47年3月20日に被保険者資格を取得した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和47年3月の標準報酬月額については、厚生年金基金加入員台帳等の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年4月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から同年4月11日まで

平成14年4月以降、65歳以上70歳未満の者も厚生年金保険の被保険者とされることとなり、A社により平成14年4月25日支給の給与から同年4月の厚生年金保険料を控除された。しかし、社会保険事務所の記録では、当該期間の加入記録は無い。給与支払明細書で申立期間の保険料控除が確認できるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び申立人が保管する給与明細書により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳及び給与明細書の保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和25年1月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月11日から同年6月10日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には昭和25年1月11日から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和25年1月11日から継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、昭和25年1月11日にB社から分社して設立された事業所であり、申立人は、B社において24年12月1日から25年1月11日まで厚生年金保険の加入記録が確認でき、申立人と同様にB社からA社に移籍した従業員10人のうち生存の4人は、A社において、いずれも継続して厚生年金保険に加入していたことが確認できる上、申立人が記憶していた申立期間当時の上司の氏名及び所属していた係名について、A社が保存する当時の組織図から確認することができる。

さらに、現在の事業主は、雇用保険の加入記録があり勤務が継続しており、給与を受けていたのであれば、厚生年金保険料が控除されていたと思われる旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年6月の社会保険事務所等の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、A社に係る申立期間のうち平成12年10月1日から13年7月1日までの標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における当該期間の標準報酬月額を36万円とする必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給料額に基づく標準報酬月額と相違している旨の回答をもらった。申立期間の給与明細書を保有しており、実際に支給された給料額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年10月1日から13年6月30日までの期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていた。

しかしながら、社会保険庁の記録では、当該期間に係る申立人の当該標準報酬月額（36万円）の記録は、平成13年8月3日に月額変更として9万8,000円に記録訂正された後、20年11月26日に、厚生年金保険法第75条本文該当として、再度36万円に記録訂正されている。

これについて、事業主は、平成13年8月3日に記録訂正が行われた当該期

間に係る申立人の標準報酬月額(9万8,000円)については、誤っていたため、20年11月に実際に給与から控除した額に見合う標準報酬月額となるよう社会保険事務所に訂正届を行ったが、厚生年金保険法の規定による厚生年金保険料を徴収する権利の時効により、被保険者期間の記録は訂正されたものの、当該期間の保険料の納付は行わなかったとしている。

また、申立人は、雇用保険の加入記録、A社の保管する賃金台帳及び申立人の所持する給与明細書によると、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社の申立期間当時の社会保険事務・経理担当者は、申立人が工事担当の責任者であり、同社の厚生年金保険事務や経理に係る職務への関与や影響力は無く、事業主が保険料納付義務を履行しないことを知り得る立場にはなかったと供述している。

加えて、当該期間の標準報酬月額については、同社が保有する賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書から、36万円とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年10月1日から13年6月30日までの期間については、その主張する標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年11月に実際に給与から控除した額に見合う標準報酬月額となるよう社会保険事務所に訂正届を行ったが、厚生年金保険法の規定による厚生年金保険料を徴収する権利の時効により、当該期間の保険料の納付は行わなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る12年10月から13年6月までの期間の20年11月26日に訂正後の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年7月1日から同年11月1日までの期間については、同年7月10日の取締役会で同年7月以降の給与月額を10万円に減額改定することを決定しており、これに対応した標準報酬月額は9万8,000円であり、これは社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致している。このため、事業主は、当該期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集してきた関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成13年7月1日から同年11月1日までの期間については、

申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 6 月 10 日の記録（93 万 2,000 円）を取り消し、申立期間の記録を 150 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 27 日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い旨の回答をもらった。賞与からの控除が確認できる役員賞与支払明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成 15 年 6 月の厚生年金保険の標準賞与額は、社会保険庁の記録では、同年 6 月 10 日の 93 万 2,000 円のみ記録されている。

しかしながら、A社が保有する平成 15 年 6 月支給（6 月 10 日支給及び同月 27 日支給）の賞与支払明細書から、申立人は、同年 6 月の賞与を同月 10 日及び同 27 日の 2 回支給されていることが確認できる上、同明細書では、同月 10 日は 93 万 2,000 円に相当する厚生年金保険料を、また、同月 27 日は 56 万 8,000 円に相当する厚生年金保険料（標準賞与額の上限額である 150 万円から、社会保険庁の記録により確認できる平成 15 年 6 月 10 日に支給された標準賞与額 93 万 2,000 円との差額）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、同社が加入する厚生年金基金の平成 15 年 6 月の賞与掛金記録では、当該月支給分を合算し、標準賞与額の上限額（150 万円）に相当する掛金の記録が確認できる上、事業主は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への資格の得喪や標準賞与額の届出様式は複写式であり、社会保険事務所と厚生年金基金に対し当該複写式届出書をもって届け出たと供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書の控除保険料額から、平成15年6月10日の記録（93万2,000円）を取り消し、申立期間の記録を150万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額を〈訂正後標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年9月28日

申立期間において、A社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額に係る記録が無い。同社が賞与支払届を提出していないことが判明したので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与明細一覧表及び賞与支払届から、申立人は、平成18年9月28日に、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細一覧表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から〈訂正後標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付していないことを認めており、申立人に係る賞与の届出を、社会保険事務所に対して提出しておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成18年9月28日の賞与の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	訂正後標準賞与額
2617	男		昭和21年生		146万円
2618	男		昭和24年生		58万5,000円
2619	男		昭和24年生		58万5,000円
2620	男		昭和24年生		58万5,000円
2621	男		昭和29年生		58万5,000円
2622	男		昭和24年生		58万5,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和47年4月1日から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答書から判断すると、申立人は、同社に昭和48年11月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年10月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失届に誤りがあったとしている上、厚生年金保険の資格喪失日と健康保険組合の資格喪失日が同日となっており、社会保険事務所と健康保険組合の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主が資格喪失日を昭和48年11月30日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったも

のの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月31日から同年8月1日まで

申立期間にはA社B事務所に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社B事務所の回答及び同社の元社会保険事務担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社同事務所に継続して勤務し（昭和49年8月1日にA社B事務所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年6月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年7月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から47年12月まで

私は、自営業で加入する組合の会合の席で、「今なら、国民年金に加入し、未納の国民年金保険料をまとめて納付できる。」と聞いたことから、区役所出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続をした。保険料の納付は亡妻に任せていたので、詳細は不明であるが、妻から保険料をまとめて納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、納付したと主張する金額は、申立期間の保険料を第2回特例納付で納付した場合の金額と大きく相違している上、申立人及び妻の国民年金手帳の記号番号は昭和50年1月ごろに払い出され、同年5月ごろ及び51年1月ごろに、それまで未納であった36年4月から同年12月分及び37年1月から43年12月分の保険料を、それぞれ第2回特例納付で納付していることが確認でき、これにより、申立人は60歳到達時まで保険料を納付すれば国民年金の受給資格期間を満たすことが可能になったことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの期間、50年2月、同年3月、同年10月から51年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年3月まで
② 昭和50年2月及び同年3月
③ 昭和50年10月から51年3月まで
④ 昭和59年1月から同年3月まで

私は、夫が厚生年金保険に加入した後も60歳になるまで、納付期限どおり定期的に区役所で納付書により私の国民年金保険料を継続して納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、納付期限どおり定期的に区役所で納付書により保険料を納付していたとしているが、申立期間の保険料の納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるとともに、申立人のオンライン記録により確認できる申立期間③直後に保険料を充当されたこと、申立期間③と④との間に実施された第3回特例納付により昭和36年4月から同年9月までの保険料を納付していること、申立期間④直後に保険料を還付されたこと等も憶えていないとしているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年12月まで

私は、自営業をしていた夫と昭和43年3月に結婚したが、将来に不安を感じていたことから、国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に金融機関等で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧である。また、申立人の夫及び義弟は、申立人が夫婦二人分の保険料を納付し始めたのは昭和48年ころからであったと説明しているとともに、申立人は、さかのぼって保険料をまとめて納付した記憶はないと供述しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年4月ころの時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金の制度が始まって間もないころの夏だったと思うが、自宅に来た区の職員に勧められて国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿・確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入時期及び保険料の納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間当時、申立人が居住していた区では集金人制度は開始されていないことが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月、平成3年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年9月
② 平成3年5月及び同年6月

私は、申立期間①については、最初に勤務した会社を退職した昭和52年9月ごろ、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずである。また、申立期間②については、当時、夫と一緒に、夫婦二人分の保険料を納めに行ったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入時期、加入場所等の加入状況及び保険料の納付方法、納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和62年8月ごろに払い出されており、その時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、当該期間当時に年金手帳を受領、所持していた記憶はないと供述しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人の夫の国民年金手帳の記号番号は平成7年1月ごろに払い出されており、別の手帳記号番号の払い出しは確認できないことから、当該期間当時に、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする申立には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立期間は、いずれも昭和62年10月及び平成7年2月の社会保険

庁による記録整備によって、申立人が、当時、国民年金の強制加入対象者であったために生じた未納期間であり、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4770

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から46年8月まで

私は、夫が亡くなった翌月の昭和43年5月に、亡夫が勤務していた会社から勧められて、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が居住していた区では、保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式に、申立期間の途中で移行しているが、申立人は、印紙納付時に、国民年金手帳を持参した記憶が曖昧である上、納付書で保険料を納付した記憶はないと供述するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和43年5月に国民年金に加入したと主張しているが、所持していたとする国民年金手帳に関する記憶が曖昧である上、社会保険庁の記録を精査しても申立人が国民年金に加入していたことを示す記録は確認できず、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年7月まで

私は、国民年金の加入勧奨通知がきたことから、区役所出張所で加入手続きをしたが、しばらくは国民年金保険料を納付していなかった。加入後、半年くらい経過したころ出張所に行った際に、未納の保険料があることを知ったので、未納分の保険料をさかのぼって納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録によると、申立人は、昭和41年8月に強制被保険者として国民年金の資格を取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間であることから、保険料をさかのぼって納付することができなかった期間であると考えられ、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和42年9月ころに払い出されており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年9月まで

私は、20歳になった昭和49年3月に、義兄と一緒に区役所出張所に行き、義兄が国民年金の加入手続を行ってくれた。それ以降、義兄が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする義兄は、当時の加入手続及び納付状況等についての記憶が不明確であるなど、申立人の義兄が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人は、現在所持しているオレンジ色の国民年金手帳が、20歳になった昭和49年3月に加入手続を行って交付された手帳であると説明しているが、オレンジ色の手帳が発行されるのは49年11月以降であり、手帳記号番号払出簿等から、申立人の手帳記号番号は申立期間後の50年11月ごろに払い出されていることが確認でき、さらに、申立人には申立期間当時に別の手帳を所持していた記憶が無いなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年2月まで

母は、私が20歳になった平成3年10月に、市の出張所で私の国民年金加入手続きを行い、郵便局で毎月保険料を納付してくれていた。加入時期が平成6年3月7日になっていることと、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出しは、その記号番号から平成6年3月以降であること、また、申立人の国民年金被保険者資格は、申立人が当時居住していた市の国民年金資格システムにより、平成6年3月7日に新規取得されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4777

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年3月まで

私は、会社を退職し再就職するまでの期間は、国民健康保険と国民年金の両方に加入し国民年金保険料も納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫も、申立期間当時、申立期間の自身の保険料が未納であり、また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和46年5月時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人には国民年金の加入手続時に過年度納付を申し出た記憶が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から48年6月まで

私は、帰国して入社した外資系の会社が社会保険に加入しておらず、会社から国民年金と国民健康保険に加入するように説明を受けたため、国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、母か私が実家近くの市役所出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び母親は、納付したとする保険料額及び納付方法等の記憶が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人の元夫と連番で昭和50年5月30日に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年6月までの期間及び55年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から48年6月まで
② 昭和55年4月から61年3月まで

私は、実家で暮らしていたときには、同居していた母及び弟の国民年金保険料と併せて3人分の保険料を納付していた。また、昭和48年7月の結婚後は、国民年金に任意加入してから、第3号被保険者の手続をするまで自身で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間①及び②当時に納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧である。また、申立人が保険料を納付していたとする同居の弟は、申立期間①のうち20歳となった昭和44年8月から申立人が他市に転居した48年7月まで未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年4月時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から47年7月まで

私の母は、私が病弱だったため、私が20歳になったときに、私の国民年金の加入手続をし、母が死亡した昭和60年12月まで、私の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年7月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4784

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年12月まで
私は、会社を退職した昭和48年に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、加入当初に所持していたとする国民年金手帳及び納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年12月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成元年4月まで
私は、昭和63年に会社を辞めた後、妻と一緒に国民年金に加入し、二人分の保険料を納付した。申立期間の、妻の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料納付の方法、納付金額についての申立人の記憶は曖昧である上、申立人が昭和63年に一緒に国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする妻の国民年金手帳記号番号は、平成元年5月以降に払い出されていることが確認でき、申立人の妻の申立期間の保険料は、過年度納付されているなど、申立人が申立期間の保険料を妻と一緒に納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳を所持していた記憶が無いなど、申立人が国民年金に加入していたこと及び国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から44年12月まで

私たち夫婦は、国民年金の加入促進に来た区の職員と思われる者に加入を勧められ、昭和40年1月に夫婦一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料を3か月分ぐらいまとめて夫婦一緒に納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、集金人に保険料を納付していたとしているが、申立人が所持する昭和44年10月28日に再発行された国民年金手帳の印紙検認記録に申立期間直後の欄の45年1月から納期限内の検認印が押され、申立期間の欄には検認印が押されておらず、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から44年12月まで

私たち夫婦は、国民年金の加入促進に来た区の職員と思われる者に加入を勧められ、昭和40年1月に夫婦一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料を3か月分ぐらいまとめて夫婦一緒に納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、集金人に保険料を納付していたとしているが、申立人が所持する昭和44年10月28日に再発行された国民年金手帳の印紙検認記録に申立期間直後の欄の45年1月から納期限内の検認印が押され、申立期間の欄には検認印が押されておらず、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も申立期間の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで

母は、市役所で私の国民年金の加入手続をし、私が学生だった期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母親及び申立人は、申立期間当時、申立人の国民年金手帳を所持していたかどうかの記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた市及び所轄社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年12月までの期間及び50年4月から61年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年12月まで
② 昭和50年4月から61年6月まで

私は、国民年金保険料をしばらく納めていない期間があったが、「過去の分をさかのぼって納められる。」というお知らせが2回来て、2回目のお知らせの際にすべての期間の保険料を納めた。その後も、保険料を納め続けていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料をさかのぼって納付した時期や納付場所に関する記憶が曖昧であり、申立期間中に実施された第2回特例納付又は第3回特例納付のどちらで保険料を納付したとしているか不明確であるが、申立人が、さかのぼって納付したとする保険料額は、1か月当たりの保険料が高額であった第3回特例納付により過去の未納期間の保険料をすべて納付した場合の金額を大きく上回る上、さかのぼって納付した後の保険料の納付についても、納付方法に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年9月まで

私は、17歳の時から住み込みで働き、当時の勤め先の社長が国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付をすべて代行してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務先の社長が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる勤務先の社長から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の納付状況等が不明確である。

また、昭和36年1月に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されているが、当該手帳記号番号は取り消されていること及び当該手帳記号番号で納付した記録はないことが確認でき、新たな手帳記号番号が払い出された昭和41年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であることなど、勤務先の社長が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から47年2月まで

私は、昭和47年から50年ごろに、納付していなかった過去の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人が保険料を納付したとする時期には、第2回特例納付が実施されていたものの、申立人の夫は、申立期間当時昭和43年3月を除いて厚生年金保険の被保険者であり、申立期間は記録上強制加入期間とされていなかったことから、申立人は、申立期間の保険料を特例納付することができなかつたと考えられる上、申立人がまとめて納付したとする保険料額は、第2回特例納付により納付済みとされている期間及び申立期間の保険料を第2回特例納付により納付した場合の納付金額と一致しないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年3月に国民年金に任意加入しており、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から4年3月まで

私たち夫婦は、区役所から国民年金の加入及び国民年金保険料の納付を勧められたので、平成4年10月ごろ、申立期間の夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した。私だけ申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人夫婦は、保険料の納付場所、納付金額の記憶が曖昧である。また、社会保険庁の記録により、申立期間直後の平成4年度及び5年度の保険料は、申立人の妻が4年11月から6年4月に、申立人が6年5月から8年4月に別々に納付しており、6年度の保険料から申立人夫婦と一緒に保険料を納付するようになったことが確認できる。さらに、申立人は4年11月から8年4月までに納付した保険料の金額を家計簿に記載していると説明しているが、当該納付金額は、社会保険庁の記録において、それぞれの月に収納済みとされている申立人夫婦二人の保険料額とおおむね合致しており、申立人の申立期間の保険料額は含まれていないことが確認できるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4812

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

私の母は、昭和46年4月に私の国民年金の加入手続をして申立期間の私の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親は保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年9月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、昭和37年6月に国民年金に加入してから、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付時期、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人が所持する3冊の国民年金手帳には、昭和58年4月1日に国民年金の任意加入資格が喪失したと記載されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4814

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月及び同年5月

私は、昭和51年3月に大学院を卒業し、同年4月に区の出張所で国民年金の加入手続をし、同時に申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相違する。また、申立人が申立期間当時居住していた区では、国民年金の加入手続後、納付書を被保険者に送付し、納付書により保険料を納付してもらう方式を採用しており、区の出張所で加入手続と同時に保険料を納付することはできなかつたと考えられるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4819

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年8月まで

私は、会社退職時に担当者から国民年金に加入するように言われたので、国民年金の加入手続を行い、その後は毎月集金に来ていた女性に母が国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人の所持する国民年金手帳によると、国民年金の資格取得日が申立期間直後の昭和44年9月となっていることが確認できるとともに、申立期間は平成3年2月に自身の厚生年金保険被保険者資格の得喪に合わせて行った記録整備の結果生じたものであることから、申立期間当時は保険料を納付することができず、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和39年11月6日、自宅に訪れた国民年金の集金人に、昭和36年度から38年度までの過去3年分の国民年金保険料を現金で一括して納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料の金額、納付方法等の記憶が曖昧である。また、申立人の所持する国民年金手帳により申立人が集金人に初めて保険料を納付したことが確認できる昭和39年11月6日時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から51年9月まで
私の国民年金保険料は、夫婦二人分を妻が納付していた。また、さかのぼって納付したこともあると聞いているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻の国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは、申立期間後の昭和53年7月ごろであり、申立期間の保険料を夫婦同時に納付することはできない。また、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、特例納付により保険料を1回納付したとしているが、納付の時期、場所及び金額の記憶が曖昧である。さらに、55年6月に第3回特例納付により保険料を納付していた記録があるものの、当該時点では、60歳到達時まで保険料を納付しても年金の受給資格期間を満たすことができないことから、必要月数を満たすために当該特例納付をしたと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から49年12月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、私、夫又は母のいずれかが金融機関等で納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人、夫及び母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は国民年金に加入した時期、申立期間の保険料の納付方法等の記憶が曖昧である上、国民年金への加入手続及び保険料を納付していたとされる夫及び母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人、夫及び母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和50年2月ころに任意加入することで払い出されており、制度上、さかのぼって保険料を納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち手帳記号番号が払い出される直前の昭和49年8月から同年12月までの保険料の未納は、平成8年9月に夫の厚生年金保険被保険者資格の得喪に合わせて行った記録整備の結果生じたものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年9月までの期間、48年12月から53年1月までの期間、53年3月から59年7月までの期間、61年2月から63年4月までの期間及び平成2年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年9月まで
② 昭和48年12月から53年1月まで
③ 昭和53年3月から59年7月まで
④ 昭和61年2月から63年4月まで
⑤ 平成2年1月から同年5月まで

私は、昭和48年1月に区役所で国民年金の加入手続をした。私の母は、私が国民年金に加入後、婚姻中も含めて私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続の状況に関する記憶が曖昧である上、保険料の納付に^{あいまい}関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親は、保険料の納付状況に関する記憶が^{あいまい}曖昧である。また、申立期間①及び②当時同居していた弟は、国民年金に未加入であり、申立期間③当時婚姻していた夫も、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成2年8月時点では、申立期間①、②、③及び④は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4826

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から52年3月まで
私は、3か月ごとに市役所で納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人が納付したとする保険料額は当時の保険料額と大きく相違しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年1月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から43年3月まで
私の母は、区役所で、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年1月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から51年2月まで

私は、友人に勧められ区役所で国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に所持していたとする国民年金手帳及び申立期間の保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年3月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4831 (事案 1436 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年10月から38年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年10月から38年12月まで

私は、昭和36年4月から、女性の集金人に毎月国民年金保険料を納付していた。国民年金手帳の昭和37年度の頁には4月から9月まで検認印があるのに、社会保険事務所に問い合わせた際に納付済期間は37年10月から3月までと言われたこと、3冊目の年金手帳の生年月日が誤っていることなど、年金記録に不信感がある。37年10月に前夫と連番で手帳記号番号が払い出されていると説明を受けたが、私はそれ以前から保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間②の直後の期間の保険料を昭和41年3月に時効にかからない範囲の限度まで過年度納付している上、申立人と連番で払い出されている前夫も当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。これに対し申立人は、前夫が昭和37年10月ごろに自身の国民年金の加入手続と申立人の婚姻による改姓手続をした際、申立人に、新たな別の手帳記号番号が払い出されたと主張しているが、同市同区に居住しながら、別の手帳記号番号が新しく払い出されることは考えにくいなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更す

べき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人は、社会保険事務所に納付記録に関する問い合わせをした際に、昭和37年10月から38年3月までが納付済期間であると伝えられ、所持する国民年金手帳の検認記録と異なっていることに不信感を持ったと説明していることについては、当時の社会保険事務所の対応状況を確認できる資料等がないため、当時の状況を把握することはできないが、社会保険事務所のオンライン記録では、申立人の国民年金手帳の検認記録と同様に37年4月から同年9月までが納付済の記録となっており、現時点で当該期間の記録管理に不合理な点は見られない。なお、国民年金手帳に記載された申立人の生年月日に誤りがあることについては、速やかに訂正されるべきものとする。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から60年1月まで

私は、就職したレストランが厚生年金保険の適用事業所でなかったため、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付場所、納付金額等の納付状況等に関する記憶が曖昧である上、申立期間は、平成14年7月及び20年4月に資格得喪記録が追加訂正されたことにより国民年金の未納期間として整備されたものであり、当該整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた市及び所管社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月

私は、会社を退職した後の昭和60年9月に国民年金の加入手続をした。加入手続だけをして国民年金保険料を納付しないとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人は、現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持したことがないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年6月から同年12月まで

父が経営する会社が事業撤退をしていた昭和52年6月ごろ、従業員から、私の厚生年金保険の資格喪失手続と国民年金の加入手続を行ったことを聞き、申立期間の国民年金保険料は事業主の父が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間について、申立人と同日に厚生年金保険の資格を喪失した母親も国民年金に未加入となっているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年8月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から48年5月まで

私は、昭和38年5月ごろに国民年金に加入し、付加保険料も含めて国民年金保険料を納付していた。手帳を更新した際に渡された手帳の加入日が48年6月と記載されている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和38年に国民年金の加入手続と同時に付加保険料の納付を始めたと説明しているが、付加保険料は、45年10月から収納が開始されており、当該時点より前は付加保険料を納付することができなかったこと、申立人は、申立期間当時の国民年金の収納方法であった印紙検認による保険料納付の記憶は無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和48年7月発行の押印が確認できるほか、資格取得日及び付加保険料の納付申出日が同じ日付である「昭和48年6月19日」と記載されており、申立期間当時に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から53年3月まで

私の国民年金は、昭和47年9月に会社を退職後、妻が加入手続を行った。昭和50年から納付をはじめ、55年には妻が保険料をさかのぼって納付できると聞き、49年以前の保険料をまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後、妻が国民年金の加入手続を行ってくれて、昭和50年から国民年金保険料の納付を開始したとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は55年6月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人の国民年金の加入手続をした申立人の妻は、申立人が現在所持する国民年金手帳以外に別の手帳を見た記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人の妻が所持している家計簿には、50年2月から保険料支払額が継続して記載されていることが確認できるものの、記載されている保険料額については、上記手帳記号番号払出時までは、ほぼ一人分の保険料額が、払出時後の昭和56年度以降は、夫婦二人分の保険料額が記載されている年度が見られ、払出時前の保険料額は申立人の保険料と特定することはできず、申立人の妻が50年から申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻が申立人の昭和49年以前の保険料を55年に特例納付で納付したと説明する金額は、申立人の手帳記号番号払出時の55年6月当時、過年度納付が可能であった53年4月から55年3月までの期間の保険料額とほぼ一致しており、49年以前の保険料を第3回特例納付により納付した場合の

保険料額と大きく相違するなど、申立人の妻が申立人の49年以前の期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から平成8年4月までの国民年金保険料納付記録及び資格記録については、記録の訂正を要しない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から平成8年4月まで

私は、市役所で自ら国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。第3号被保険者となった昭和61年4月以降の年金記録について、自分では何もしていないにもかかわらず、第3号被保険者としての期間を平成3年12月までとされるなど、私の記録が変えられ、私の年金額が20万円も少なくなってしまったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第3号被保険者の資格を平成3年12月までとされたと主張しているが、社会保険庁の記録では、昭和61年4月から平成8年4月までの期間は第3号被保険者期間となっており、当該期間の記録が訂正されたことはなく、申立人の主張するような事実は確認できない。

また、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの期間及び60年4月から同年9月までの期間の保険料については、未納となっているが、申立人は当該期間の保険料を納付していないと説明している。

なお、申立人の年金額については、老齢基礎年金・老齢厚生年金の額の増額に係る審査請求及び再審査請求の結果により、申立人は61歳の時に老齢基礎年金の支給繰上げ請求をしているため、年金額が65歳で請求した場合より約20万円減額されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料納付記録及び資格記録については、記録の訂正を要しない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年3月まで

私は、時期は不明であるが、家が火事で全焼したので転居した。数年後、区役所から国民年金保険料が3年分未納になっているとの通知を受けたので、金融機関又は区役所で保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間直後の12か月分の保険料を、申立人の元夫は36か月分の保険料を、第1回特例納付により一緒に納付し、元夫はその後に更に3か月分の保険料を第1回特例納付で納付していることが確認でき、申立人が手持資金から一括納付したと説明する金額は、これらの特例納付済みの保険料額とおおむね一致する上、申立期間の保険料を第1回特例納付により納付した場合の夫婦二人分の合計保険料額と大きく相違するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から46年3月まで

私の母は、私が20歳になったころ私の国民年金の加入手続を行い、以後、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。20歳当時住んでいた家の台所で、私の年金手帳及び領収書を母に見せてもらった記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の妹も同じく20歳に到達した学生当時は国民年金に未加入であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年9月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人が申立期間当時居住していた区を管轄する社会保険事務所の43年10月から44年6月までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の上記の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出された記録は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

私は、昭和45年3月に学校を卒業し、46年から49年まで海外留学をしていたため、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、母に任せていた。帰国後、49年12月に会社を設立したときに、母から今までは保険料を納付してきたが、これからは自身で納付するようと言われて、国民年金手帳を渡された。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年12月は第2回特例納付実施期間であるものの、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶はなく、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したとは考えられず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 21 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間について標準報酬月額が9万2,000円と記録されている旨の回答をもらった。給与明細書等の資料は無いものの、34万円はもらっていたので申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が低すぎると申し立てているが、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、解散していることから、当時の給与台帳等の資料は無く、事業主も消息不明のため、申立人に係る申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額等を確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、社会保険庁のオンライン記録とも一致していることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成6年9月21日の資格取得時に決定され、その後、固定的賃金に変更がない場合、翌年の9月までは同額が標準報酬月額とされるところ、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、ほかの従業員に申立期間当時、随時改定の記録が確認できることから、申立人のみ届出が行われていないとは考え難く、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行っていたものと認められる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、高校卒業後の昭和 29 年 4 月 1 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 60 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、かつ、同社の事業主は死亡していることから、同社及び事業主から当時の厚生年金保険の取扱いや、申立人の勤務状況、及び試用期間の有無について確認することはできない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった 10 名は、入社してから厚生年金保険に加入するまでの期間が、約 3 か月から約 2 年半あったとしており、入社後すぐに厚生年金保険被保険者となった者は確認できない。

また、試用期間の有無については、上記 10 名のうち 7 名は、はっきりとした期間は分からないと回答しているが、ほかの 3 名は、試用期間として認識している期間が 3 か月から 3 年の間である旨回答していることから、A社では、入社後一定期間の試用期間を設けていたものと推認できる。

さらに、当時の経理事務担当の従業員は、会社の事務処理として、従業員の厚生年金保険加入前に給与から厚生年金保険料を控除することはなかったと供述している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 30 日から 42 年 5 月 12 日まで
平成 15 年ごろ、夫の年金受給手続のため社会保険事務所へ行ったところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、会社から脱退手当金の説明を受けたことはなく、請求手続を行ったことや、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 42 年 6 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで
② 昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

平成 19 年 10 月 10 日付けで社会保険事務所から申立期間について脱退手当金の支給記録がある旨の回答を受けた。

しかし、会社から脱退手当金の説明を受けた記憶は無く、請求手続を行ったことや、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 12 月 15 日に支給決定されている上、厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る脱退手当金の支給額や裁定年月日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 49 年 3 月 26 日まで
平成 20 年 3 月 17 日付けで、社会保険事務所から、申立期間については脱退手当金の支給記録があり、年金額には算入されない旨の回答を受けた。
しかし、私は、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 49 年 3 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 5 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 49 年 6 月 12 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 2 月 28 日から 31 年 7 月 1 日まで
② 昭和 31 年 7 月 1 日から 32 年 7 月 9 日まで

60 歳の年金受給時に、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶も無いので、年金として受けられるか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 32 年 9 月 10 日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねえ。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間に係る最終事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいわねえ上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月4日から同年5月1日まで
② 平成2年5月16日から8年8月7日まで

平成19年か20年ごろ、社会保険事務所で年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から申立期間の脱退手当金と同額の金額が記載された通知文が送られてきたことがあると述べている上、申立人が現在も所持している年金手帳には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されていることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間に係る脱退手当金は、平成8年12月26日に支給決定されているが、社会保険庁のオンライン記録によると、同年11月18日に、申立期間①と申立期間②の手帳記号番号が重複取消され、年金手帳が再交付されており、このころ、申立人の脱退手当金の請求に併せて処理が行われたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の平成8年12月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた期間の資格喪失日が、平成 2 年 3 月 31 日となっている。同日は土曜日であり、入社日ではなかったが、同日まで在職していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成 2 年 3 月 31 日まで勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日は、同年 4 月 1 日であると申し立てている。

しかし、申立人がA社に提出している退職願には、退職希望日は平成 2 年 3 月 30 日と記載されている。

また、雇用保険の記録においても、申立人のA社の離職日は平成 2 年 3 月 30 日であることが確認できるとともに、同社が加入する厚生年金基金における申立人の資格喪失日の記録は、社会保険庁の記録と同様に同年 3 月 31 日となっていることが確認できる。

さらに、A社で管理している健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日も平成 2 年 3 月 31 日と記録されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 30 年 3 月 1 日から 31 年 3 月 31 日まで
②昭和 35 年 8 月 5 日から 36 年 1 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社C支店D営業所に勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無いという回答をもらった。申立期間①及び②についても、それぞれA社及びB社C支店D営業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社における当時の従業員の供述により、期間は明らかでないが、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の代表者は、当時の記録は一切残っておらず、厚生年金保険料の控除について確認することはできないとしている。

また、申立人は、当時の同僚についての記憶が無いため、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうち3人は、当時、A社では、入社してから相当期間厚生年金保険に加入させない取扱いがあり、その間は給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨供述している。このことは、当該従業員がA社に入社したとする時期から、短い者で13か月、長い者では22か月後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、B社C支店D営業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、当時の辞令簿、従業員名簿及び社報を精査したが、申立人の在籍について確認することができなかったとしている。

また、申立人は、B社C支店D営業所における同僚を記憶していないため、社会保険事務所の同社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は、当時、石油タンクローリーの運転手として勤務しており、B社C支店から同社C支店D営業所への転勤を同社C支店D営業所の所長に依頼して、昭和35年8月5日に同社C支店D営業所に異動したとしているところ、上記従業員のうち、当時、同社C支店D営業所の所長だったとする者は、「申立人の言うような異動の要請があったことの記憶も無く、当時、B社C支店から同社C支店D営業所に転勤してきた石油タンクローリーの運転手はいなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 42 年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間において、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 40 年 4 月から 42 年 9 月まで勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所において、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局において、同社の商業法人登記の記録を確認できない。

また、申立人のA社における雇用保険の記録も確認できなかった。

さらに、申立人は、A社の代表者及び同社における上司又は同僚を記憶していないため、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況等について確認することができない。

なお、申立人は、申立期間当時に使用していたとする名刺により、A社における申立人の勤務の事実を確認できると主張しているが、当該名刺に記載されている複数の事業所は、その実態を確認することができず、当該名刺からは、同社における申立人の勤務の事実を確認することはできなかった。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。平成 2 年 6 月 30 日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の退職日は平成 2 年 6 月 30 日であると申し立てているが、同社に係る雇用保険の加入記録では、平成元年 6 月 1 日に加入し、2 年 6 月 29 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、A社の事業主は、申立期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有しておらず、社会保険事務の手續は、社会保険労務士が行っていたので、申立人の同社における厚生年金保険の加入状況について確認することができないとしている。そこで、A社の社会保険事務を担当していた社会保険労務士に、申立期間における申立人の厚生年金保険の手續等について照会したところ、当時の資料は残っていないため、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができないとしている。

さらに、申立期間当時のA社の給与事務担当者に、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について照会したところ、申立人のことを記憶していたものの、退職日や厚生年金保険料の控除については分からないとしている。

加えて、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、同社における被保険者の資格喪失日については、月末に資格を喪失している者が複数確認できる。そして、平成 5 年 1 月 30 日に厚生年金保険の資格を喪失して

いるA社の従業員は、同社に係る雇用保険の加入記録では、同年1月29日に離職していることが確認できることから、事業主は、各々の従業員の退職日の翌日を資格喪失日として届け出ているものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月から 31 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A 県庁に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A 県庁 B 部において書類整理等の仕事をしていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 県庁 B 部に勤務していたと申し立てている。

しかし、A 県庁 B 部は、社会保険事務所に適用事業所としての記録が無い上、申立期間当時に A 県庁関係の事業所で適用事業所であったことが確認できる C 組合及び D 組合の社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。そして、A 県庁 (E 部、F 室、G 室) が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 44 年 11 月 1 日であり、申立期間当時は、適用事業所となっていない。

また、A 県庁は、申立期間当時の非常勤職員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立期間における申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができないとしている。

そこで、申立期間当時ににおける A 県庁職員が加入する H 共済組合に対し、申立人の申立期間における共済組合への加入状況を照会したところ、申立人に係る記録は無く、職員及び臨時職員名簿にも申立人の氏名は見当たらないとしている。

さらに、申立人は、当時の上司や同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立期間に係る申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間当時は、定時制高校に通学しながら、1 年契約

のアルバイトとしてA県庁に勤務したとしており、申立期間中は、父親の政府管掌健康保険の被扶養者であったため、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったと思うと供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 13 日から 9 年 6 月 22 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務の証明として再就職手当支給申請書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった再就職手当支給申請書に記載されている雇入年月日及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立期間における申立人の勤務の実態や同社における厚生年金保険の加入状況について確認することができないとしている。

また、申立人が記憶している同僚3人のうち、連絡が取れた二人に、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について照会したところ、申立人のことを記憶していたものの、勤務の期間や厚生年金保険の加入状況については分からないとしている。

さらに、申立人は、申立期間中にC病院で診療を受けた際に、A社の政府管掌健康保険被保険者証を使用したと主張しているが、C病院が保管していた健康保険被保険者証の写しから、申立人は、平成8年5月28日から9年7月26日までの期間は、前職のD社の健康保険の任意継続被保険者証を使用していたことが確認できる。このことから、申立人が任意継続被保険者としての手続を行っていたことを認識しながら、事業主が政府管掌健康保険に加入させ、厚生年金保険の資格取得手続を行っていたとすることは考え難い。

このほか、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保

険料が控除されていたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 16 日から 11 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所が作成した平成 20 年 10 月 27 日付被保険者記録照会回答票によれば、8 年 10 月 16 日から 11 年 10 月 1 日の 36 か月の標準報酬月額は、12 万 6,000 円と記載があるが、この月額は虚偽ないし捏造であり、35 万円に訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る源泉徴収簿兼賃金台帳上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所の標準報酬月額と一致している。このことから、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録のとおり標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から同年12月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和46年8月1日から同年12月20日までの加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年8月1日にA社に入社し、申立期間も同社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時、A社で社会保険事務を担当していたとする者は、「厚生年金保険、健康保険及び雇用保険について、入社時から同時に加入させている。厚生年金保険に加入させる前に給与から保険料を控除することはあり得ない。」と供述しており、同社の加入していたB健康保険組合及び雇用保険の申立人に係る加入記録は、社会保険事務所における厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚一人は、「申立人と一緒に入社した者が一人いた。」と供述し、当該者のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和46年12月20日と記録されている。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる申立期間当時の複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、「申立人の歓迎会とその前任者の送別会を同時に行ったが、そこへ冬の服装で行った記憶があるので、申立人は冬に入社したはずである。」と供述しており、当該被保険者名簿には、当該前任者の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和47年1月1日と記録されている。加えて、そのほかの者は、申立人がいつごろ同社に入社したかは記憶していなかった。

なお、申立人が記憶している他の同僚一人は、申立人が昭和 46 年 8 月 1 日から A 社に間違いなく勤務しており、当時は試用期間もなかったと供述しているが、当該供述を裏付けるものは無く、当該同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立期間から 1 年以上後の日付であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間についての加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和23年1月1日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた辞令により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が厚生年金保険の被保険者の資格を取得した昭和23年3月1日であることが確認できる。

また、A社は、昭和24年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後の会社の実態や当時の事業主の所在が不明であるため、同社及び当該事業主から申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、申立人は、当時の上司や同僚等の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得している従業員10名のうち、所在が判明した2名に照会したところ、いずれも申立人のことは記憶が無いとしており、そのうちの従業員1名は、21年3月から同社に勤務していたと供述しているが、厚生年金保険の加入は、同社が適用事業所となった昭和23年3月1日からであり、申立人と同日となっている。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月から 23 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 病院（現在は、B 病院）に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同病院に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA病院に勤務していたと申し立てているが、A病院は、申立期間当時の従業員に関する資料は保管しておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人が、氏名を記憶している同僚7名のうち、所在が判明した5名に照会したところ、4名から回答があり、いずれも期間は明らかではないものの、申立人が勤務していたことは覚えているとしている。

さらに、上記同僚7名のうち、A病院において厚生年金保険の被保険者としての記録の無い者が5名おり、同人らの職種が申立人と同種の薬剤師及び看護師であることが確認できる。そして、上記5名の同僚のうち1名は、同病院では、申立期間当時、医師、看護師及び薬剤師は厚生年金保険に加入させてもらえなかったと供述していることから、同病院においては、当時これらの職員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

その上、A病院に勤務していた看護師1名が、厚生年金保険の被保険者資格を取得した年月は、社会保険事務所の同病院に係る被保険者名簿から、昭和28年12月1日であることが認められる。

加えて、社会保険事務所のA病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無く、社会

保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 9 月 1 日まで
②昭和 33 年 12 月 11 日から 34 年 7 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A 図書館の外郭団体である B 法人に勤務していた期間のうちの申立期間①及び②について、加入記録が無いとの回答をもらった。いずれも勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 図書館から提出された申立人に係る人事記録及び申立期間当時の同僚の供述等から、申立人が B 法人に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B 法人が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が被保険者の資格を取得した昭和 33 年 9 月 1 日であることが確認できる。

また、B 法人は既に解散しており、申立人の厚生年金保険への加入に関する書類は無く、事業主は既に死亡しているため、同法人及び当該事業主から申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険の控除等について確認することができない。

さらに、A 図書館においても、申立人に係る資料は上記人事記録しか無く、勤務の状況や厚生年金保険料の控除等については不明であると回答している。

2 申立期間②については、A 図書館から提出された人事記録及び同僚の供述等から、申立人が B 法人に勤務していたことは認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B 法人は、昭和 33 年 12 月 11

日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日に、申立人を含む同法人の従業員7名全員が厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、申立人のみ33年12月11日以降も被保険者であったとは考え難い。

また、前記1に記載のとおり、申立期間②についても、B法人、事業主及び同僚等から、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除については確認することができない。

- 3 以上のほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 11 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 59 年 6 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、申立人は、当時のA社における上司、同僚等を記憶しておらず、同社の事業主は既に死亡していることから、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

また、社会保険事務所の保管しているA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に、同社に入社し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している従業員はいない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月13日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の供述及び申立人から提出のあった日記における申立期間当時の勤務状況に関する具体的な記載から判断すると、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は連絡先が不明である上、当時の社会保険事務担当者も既に死亡しているため、これらの者から供述が得られず、同社及びこれらの者から申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

そこで、申立人が記憶していた同僚及び社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、複数の従業員が、「自分はA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日より前に同社に入社している」旨供述しており、また、これらの従業員が入社したとする日から社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも1か月ないし13か月となっていることが確認できる。

また、上記従業員のうち二人は、A社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、A社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 16 日まで
② 昭和 35 年 11 月 8 日から 40 年 10 月 11 日まで

65 歳の時、年金相談のため、社会保険事務所へ行った際、A社及びB社に係る厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給されている旨の説明を受けた。

しかし、社会保険事務所へ国民年金の加入手続に行った際、上記の両社で厚生年金保険に加入しているため、国民年金保険料の未納期間を補うことができると言われたことを覚えており、また、それまで脱退手当金という制度があることを知らなかったため、脱退手当金を受給するはずはない。

このため、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年2月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人は、以前所持していた被保険者証に当該表示があったと供述していることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間であるにもかかわらず昭和49年まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに

脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から21年5月20日まで
② 昭和21年5月20日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①のC出張所及び申立期間②のD支店での加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は同社で勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするB社から提出のあった退職証明書及び社員名簿から判断すると、申立人が、申立期間①当時にA社C出張所、申立期間②当時にD支店に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間①について、同社C出張所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、B社は、保険料の控除及び関係届出等については、関連資料が無く不明であるとしており、申立人が記憶している同僚二人も、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことを示す記録が無く、当該期間以降に本社又は他の事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間当時の保険料控除についての記憶は曖昧であり、申立人が事業主により給与から当該期間の保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人が記憶している上司と同僚二人は、A社D支店において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できず、また当該期間における社会保険事務所の同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番

号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間当時の保険料の控除についての記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人が事業主により給与から当該期間の保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から32年2月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社B出張所に勤務していた期間が未加入である旨の回答をもらった。同社に勤務したことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社のCダム工事に従事していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、同社に直接雇用された記憶は無いとしており、同社でも、正職員及び準社員については人事記録はあるが、現地での直接雇用の者については記録が無いとしているため、申立人の申立期間当時の勤務状況を確認できる資料が無い。

また、同出張所は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所となった記録が無い上、同社では、適用事業所でない事業所の職員から保険料を控除することは無かったとしている。

さらに、申立人は、同出張所での同僚一人の氏名を記憶していたが、その同僚も申立期間における同出張所での厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、申立期間における社会保険事務所の同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 31 日から 34 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、加入していた記録が無い旨の回答をもらった。申立期間はA社で運転手として勤務しており、厚生年金保険料を納付していたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚（運転手）の供述から、勤務期間の特定はできないが、申立人が申立期間当時、運転手として同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社は既に廃業し、当時の事業主も既に死亡しており、事業主から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、社会保険事務所の保管している同社に係る被保険者名簿に記載されている者の中に、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入し、申立人を記憶している元同僚が4人（運転手）いたが、これらの者から申立人の厚生年金保険加入について確認することができず、一人は、採用時に事業主が従業員と面接し、履歴書等を審査して入社時から社会保険に加入させるかまたは一定期間（3か月～1年くらい）様子をみてから加入させるかどうかを決定していたと供述している。他の同僚一人も、入社時から1年くらいは厚生年金保険に未加入であったと供述している。

このような状況から、同社では、入社と同時に従業員全員一律に厚生年金保険に加入させていたのではなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月から38年3月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、申立期間当時、トラックの運転手として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないが、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社の元事業主は、申立期間当時の経理担当者から、給与の手取額を減らしたくないために厚生年金保険に加入しただけでなく、運転手については、厚生年金保険に加入させていない場合もあり、健康保険のみ加入させた運転手も少なからずいたと聞いたとしている上、当時、同社で厚生年金保険に加入していなかった者は、厚生年金保険料が控除されていなかったと供述している。

また、社会保険事務所のA社における厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間中に厚生年金保険に加入したことが確認できた従業員一人も、当時、異動が激しかったため運転手はほとんど厚生年金保険に加入していなかったと思うとしているほか、申立人が名前を挙げた同僚5人（いずれも運転手）のうち3人は、同社で厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、申立期間における社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時、健康保険証をもらった記憶があるので、厚生年金保険に加入していたはずとしているが、同社に係る健康保険組合に照会しても、申立人が当時健康保険に加入していた記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から昭和 50 年 11 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は同事業所で勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所における申立人の雇用保険の加入記録が確認できない上、申立人が申立期間において勤務していたとする同事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記簿も確認できない。

また、申立人は、事業主、同僚及び上司等の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該事業所における厚生年金保険料控除に関する記憶は曖昧であり、他に申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 21 日から同年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務しており、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかし、申立人が名前を挙げたA社の同僚3名は、いずれも申立人のことを記憶しているものの、申立期間についても継続して勤務していたか否かまでは分からないとしている。

また、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員9名のうち、6名から回答があり、いずれも申立人のことを記憶しているが、勤務の状況については不明であるとしている。

さらに、申立期間当時のA社の事業主は、申立期間当時の従業員に関する資料を保管していないことから、申立人に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除等を確認することができないと供述しており、申立期間当時の同社の総務・経理担当責任者は、厚生年金保険の被保険者資格の得喪等の届出や保険料控除については適正に行っており、事業主が社会保険事務所に従業員の資格喪失届を提出したにもかかわらず、当該従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない旨供述している。

加えて、申立人の同社における雇用保険の記録は、昭和 42 年 1 月 20 日に被保険者資格を喪失し、再度同年 6 月 1 日に資格を取得しており、社会保険事務所における申立人の厚生年金保険の被保険者記録とも一致（厚生年金保

険の資格喪失日は、その事業所に使用されなくなった日の翌日であり、一方、雇用保険の資格喪失日は、離職日当日である。) している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 2592

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 20 日から 62 年 12 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、A社における資格喪失日が昭和 38 年 8 月 20 日となっているが、62 年 12 月 31 日まで勤務していた記憶がある。保険料控除の事実が確認できる書類は無いが、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の従業員の供述により、申立人は、同社に在籍していたことは認められる。

しかしながら、A社は、昭和 59 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。また、厚生年金保険被保険者名簿の「事業主又は代表者」欄に記載されている 8 名は、連絡先を把握することができないことから、同社の事業主等から、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。さらに、申立人が記憶している同僚 4 名に申立内容について照会しようとしたが、うち 3 名は既に死亡しており、残る 1 名については、申立人の希望により、照会することができない。

加えて、申立期間のうち、A社が適用事業所であった期間は 20 年間あり、事業主が算定基礎届を提出し、社会保険事務所が定時決定を行うべき機会が 20 回あったが、いずれの機会においても申立人の被保険者記録が無いことについて事業主及び社会保険事務所の双方が気付かなかったとは考え難い。

また、A社は申立期間当時、政府管掌健康保険の適用事業所となっており、厚生年金保険に加入していれば当然当該健康保険に加入しており、他の医療保険には加入していないはずであるところ、自身が昭和 53 年 5 月 17 日に住居を定めた区の記録において、同日以降、国民健康保険に加入していることが確認

できる。

このほか、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和38年8月20日に申立人の資格が喪失していることが確認でき、他に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無く、記載内容に不自然さは見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 33 年 12 月 20 日まで

A社には、昭和 33 年 5 月から同年 12 月まで勤務したが、社会保険庁の記録には同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社に入社している同僚の供述により、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社では、申立人に係る人事記録、申立期間当時の給与関係書類及び社会保険関係書類等を保存しておらず、申立人の勤務実態を含め、当時の状況については不明であるとしている。

また、申立人は、A社が、同社名のほかB社という名称も持っていたと供述していることから、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、同名簿の申立期間当時の記録に申立人の氏名は無い。

さらに、昭和 33 年 5 月ごろA社に入社し、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日の 34 年 5 月 1 日である同僚 1 名は、当時の社長が「すぐに辞める者がいるから 1 年ぐらいは厚生年金保険の被保険者にしていない。」と話したことを聞いた記憶があると供述している。

これらのことから、A社では、申立期間当時、従業員の入社後相当期間経過後に、厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る、厚生年金保険の標準報酬月額について記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から 15 年 3 月 31 日まで
社会保険庁の記録によると、A社における平成 13 年 1 月 1 日から 15 年 3 月 31 日までの厚生年金保険の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっている。当時の給与台帳から、申立期間において標準報酬月額が 50 万円から 62 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時のA社の給与台帳により、申立人は、申立期間において、標準報酬月額が 50 万円から 62 万円に相当する保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが商業登記簿謄本から確認できるところ、申立人は、申立期間において、当該事業所の事業主印は申立人自身が管理しており、社会保険事務所への標準報酬月額変更届、算定基礎届の押印は申立人自身が行っていたと供述している。

また、申立期間は 26 か月であり、その間に事業主であった申立人から社会保険事務所に自身に係る標準報酬月額変更届が 1 回、算定基礎届が 2 回提出されており、社会保険事務所が、いずれの機会においても同事業所からの届出と異なる誤った標準報酬月額を決定し、記録したとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立期間において、申立人は、同社の事業主として、同社の滞納処分に関して、社会保険事務所と 13 回（面談 6 回、電話 7 回）協議していることが確認できる。

加えて、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主であった申立人により給与から控除されていたことは確認

できるが、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月22日から55年6月30日まで

A社で事業を行っていた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社は昭和55年6月の解散の決議までは厚生年金保険の適用事業所であったはずであり、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業・法人登記簿謄本の記録から、申立人が申立期間にA社において、代表取締役として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は昭和52年4月22日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日には、当事業所において被保険者だった申立人、申立人の妻及び従業員の3名全員が被保険者資格を喪失している。

また、申立人は昭和55年6月30日のA社の解散の決議までは適用事業所だったと主張しているところ、申立人が全喪日を昭和55年6月30日と届け出たものの、これを社会保険事務所が52年4月22日と誤って記録することは考え難いことから、申立人が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったものと認められる。

さらに、A社の従業員であった1名の連絡先を把握することができないなど、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情を得ることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から38年12月1日まで
ねんきん特別便を受け取ったとき、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和38年12月の前後3年以内に資格喪失し、当該事業所で2年以上の被保険者期間がある6名全員について、脱退手当金の支給記録があり、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和39年1月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 21 日から 38 年 1 月 1 日まで
ねんきん特別便を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、脱退手当金の請求手続きをしたことも、脱退手当金をもらった記憶も無いので、申立期間が年金の計算に算入されるよう被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 1 月の前後おおむね2年以内に資格喪失した者 20 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 13 名が資格喪失日の4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給記録がある者のうち連絡先が把握できた1名は、事業所を介して受給したと供述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 38 年 2 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 10 日から 48 年 3 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 42 年 7 月 10 日から 48 年 3 月 25 日までの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る雇用保険の記録及び同社の役員の供述により、申立人は、申立期間について同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いほか、同社の申立期間当時の役員は、「申立人の給与から失業保険を控除していた記憶はあるが、申立期間当時の従業員に関する勤務状況や厚生年金保険の加入状況を確認できる資料等を保管していないことなどから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等については確認できない。」としている。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた2名の同僚を記憶しているところ、1名は連絡先不明、他の1名は死亡していることから申立人の申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険の適用状況等について確認できず、2名の同僚はいずれも、A社における厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月21日から同年12月4日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和44年9月25日から48年12月4日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。当該期間も同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているが、同社は、社会保険事務所の記録では、平成9年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、及び申立期間当時の事業主等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している上司2名は死亡していることから供述が得られず、当該上司から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間同時に厚生年金保険の被保険者であることが確認できる複数の従業員への照会結果では、連絡の取れた9名のうち3名は「申立人のことを記憶しているものの、申立人の勤務期間や申立期間当時の同社における厚生年金保険の適用状況等については不明である。申立期間当時、同社における社会保険の取扱いは正確に実施されており、会社が勝手に手続をしたとは考えられないため、厚生年金保険被保険者の喪失届については申立人の了承を得ていると思われる。」としている。ほかの6名は、申立人のことを記憶に無いと供述している。

加えて、申立人に係るA社における雇用保険の加入記録及び厚生年金保険の加入記録は一致しており、申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A局B区に勤務していた昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 1 日までの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく同局には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A局に係る雇用保険の記録及び同管理局B区と同僚の供述から、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 6 月 1 日から 43 年 6 月 30 日まで同局に勤務していたことは確認できる。

しかし、A局の精算業務を継承したC機構の回答では、「保管していた人事記録では申立人が同局に採用されたことを確認することができないこと、及び厚生年金保険の加入状況に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の申立期間当時の勤務の実態や同社における厚生年金保険の加入状況を確認することができない。」としている。

また、申立人はA局B区において一緒に勤務していた上司及び同僚4名を記憶しているところ、連絡の取れた1名の同僚は、「申立人より1年後に臨時雇用員として入社したが、自分の場合も臨時雇用員としての期間は厚生年金保険の加入記録が無く、また、B区における臨時雇用員は、正規職員になることを前提に採用された場合とは異なり、正規職員になる可能性は無かった。申立期間当時の厚生年金保険料の控除等については記憶に無い。」としているところ、社会保険事務所の同局における厚生年金保険被保険者名簿に当該同僚の厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、A局に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、

連絡の取れた4名は、いずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。このうち1名は「同局D区における昭和42年2月の臨時雇用員としての採用は、正規職員となることを前提としてのものであった。」としている。このことから、同区では、臨時雇用員の採用条件により厚生年金保険への加入の取扱いが異なっていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A 医師会付属准看護学校に勤務していた昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 28 日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 医師会の在籍証明書、同僚の供述及び同医師会に係る雇用保険の記録により、申立人が昭和 42 年 4 月 1 日から継続して同医師会に勤務していたことは確認できる。

一方、A 医師会付属准看護学校は、A 医師会内に設置され、社会保険事務所の記録から、昭和 42 年 9 月 1 日に同医師会として厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、同医師会では「申立期間当時の従業員に関する勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認できる資料等を保管していないことなどから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

また、申立人が A 医師会付属准看護学校において一緒に勤務していたと記憶している同僚 2 名は、申立人が在籍していたことは記憶しているものの、申立期間当時の申立人の同准看護学校における厚生年金保険料の控除等については不明であると供述している。

さらに、A 医師会に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿により同社の新規適用時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた 1 名の従業員は、申立人のことを記憶しておらず、また、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況等についても分からないと供述

している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 11 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和19年1月11日から22年5月31日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。18年12月に工業高校を繰上げ卒業し、19年1月11日に同社B工場C研究所に入社しており、また、同じ高校の同級生と一緒に入社した同僚の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は19年1月11日になっているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の同僚の供述により、申立人は申立期間当時において同社同工場に勤務していたことを推認することができる。

しかし、申立期間は、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の施行期間であり、男子現業労働者が被保険者とされていた。常時5人以上の労働者を使用する一定の事業場の労働者への適用拡大は、昭和19年6月1日に施行された厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）に基づき実施され、同法付則第1条及び第3条の規定に基づき同年10月1日から保険料徴収及び保険給付が開始されている。

また、申立人と同時期に工業高校を卒業後A社B工場に採用された同僚は、「昭和19年1月11日にA社B工場と一緒に入社し、自分はD軍の特殊潜水艦用の制御装置の製造に携わったが、申立人は同社同工場のC研究所勤務で金属関係の研究を行っており、入社後も申立人の職種や職務内容等に変更は無く、当該研究所に継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人は申立期間において労働者年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間

については、厚生年金保険では、当該期間は、同法の適用準備期間であることから、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間とはなり得ない期間である。

加えて、申立期間当時、A社B工場の研究所に勤務していた2名の同僚は、社会保険事務所の同社における厚生年金保険被保険者名簿で厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、申立人と同じく昭和19年10月1日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 21 日から 52 年 8 月 21 日まで

A社（現在は、B社）に昭和 49 年 3 月に再入社し、53 年 2 月まで勤務したが、社会保険事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。自分が採用した職員の加入記録はあるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、雇用保険の記録では、申立人の被保険者期間は、昭和 52 年 8 月 21 日から 53 年 2 月 20 日までの期間であり、申立期間は雇用保険の被保険者となっておらず、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、A社は、当時の資料が無いため、申立人の保険料控除等について確認できないが、従業員の社会保険関係の事務及び給与計算を行っていた本社が、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考えられないと回答している。

さらに、連絡の取れたA社の従業員 11 名全員が、申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶していると供述しているものの、申立人の申立期間の保険料控除については、これを確認できる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 5 年 6 月 30 日まで

代表取締役としてA社を経営していたが、事業がうまくいかず、社会保険料を滞納するような状態となった。平成 6 年 4 月、社会保険事務所の担当官に申立期間の標準報酬月額を遡^{そきゅう}及訂正させられたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社は、平成 5 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、6 年 4 月 7 日付けで 53 万円から 8 万円に遡^{そきゅう}及して減額処理されていることが確認できる。

一方、商業登記簿により、申立期間に係る標準報酬月額の記録の減額処理が行われた当時、申立人は、A社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料を滞納^{そきゅう}していたことを認めており、社会保険事務所で申立人自身が直接担当職員から遡^{そきゅう}及して保険料を減額処理できるとの説明を受けた後、同意の上、申立人本人を含む 9 名の従業員の標準報酬月額の減額処理に係る届出書類に押印したと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理時に代表取締役であった申立人が、自らの分を含む標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 13 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成 10 年 4 月から退職した 13 年 2 月までの期間に係る標準報酬月額が 15 万円となっていた。しかし、当該期間中に給与が下がったことは無いので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもその前の期間と同等の給与の支給をA社から受け、それに見合った厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、平成 10 年 4 月 1 日に、申立人を含め、A社の従業員 6 名全員の標準報酬月額が下がっていることから、申立人の標準報酬月額の変更のみが不合理である事情はうかがえない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主とは連絡が取れず、申立期間の給与の支払状況、保険料控除等について確認することができない。

さらに、標準報酬月額が下がった 6 名の従業員のうち、連絡の取れた 1 名は、申立期間における同社の給与の支払状況、保険料控除等について不明であると供述しているが、申立人が記憶している経理担当の同僚（社会保険事務所の記録では、A社と事業主が同じであるB社の従業員）は、当時、従業員の給与に減額があったと供述している。

加えて、申立人は、申立期間の給与額を確認できる給与明細書、預金通帳等を保管していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないが、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る雇用保険及び健康保険の加入記録が確認できず、申立人は、申立期間当時、健康保険証を使用したことがないと供述している上、A社の厚生年金被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の記録が無いほか、健康保険証番号に欠番は無く、不自然な点は見当たらない。

また、A社における厚生年金保険の適用について、唯一当時の事情を知るとされる当時の事業主が既に死亡しており、また、同社は申立期間当時の関係書類を保存していないことから、同社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することはできない。

さらに、厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚は、申立期間当時、A社が試用期間を設け、その期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたかどうか、申立人のほかに厚生年金保険の未加入期間がある者がいたかどうか、いずれも分からないと供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から29年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A商店に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和22年4月1日から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A商店の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないが、申立期間において同商店に勤務していたことが推認される。

しかしながら、上記同僚のうち一人は、申立期間当時、A商店が厚生年金保険に加入しておらず、自身の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた記憶が無い旨供述している。

また、社会保険事務所の記録では、A商店が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは昭和29年8月1日であり、申立期間について適用事業所の手続が行われていないことが確認でき、厚生年金保険に加入していた事実をうかがうことができない。

さらに、申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、その当時の申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月31日から同年8月1日まで
A県B局に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県B局が保管している人事記録履歴書により、申立人は、昭和24年7月31日に同県同局に入局していることが確認できる。

しかしながら、申立人のA県B局における厚生年金保険被保険者資格の取得日については、社会保険事務所が保管する同県同局の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者番号払出簿において、昭和24年8月1日と記録されており、さらに、同県同局が保管する厚生年金保険被保険者台帳においても、24年8月1日と記録されていることが確認できる。

また、A県B局は、申立人の同県同局における厚生年金保険の加入手続について、申立人は昭和24年7月31日付けで入局しているため、7月の給与は日割計算により1日分しか支給されないため、同給与からは7月の厚生年金保険料を控除しきれないため、申立人の厚生年金保険の加入手続を同年8月1日付けとして、同月の給与から厚生年金保険料を控除することとしたのではないかと思う旨回答している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月1日から55年5月21日まで
② 昭和55年5月21日から58年6月21日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与額に相当する標準報酬月額となっていない。当時の源泉徴収票及び市民税県民税特別徴収税額納税者通知書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務した期間のうち、昭和46年11月1日から55年5月21日までの標準報酬月額が、同社より受け取った賃金額に見合う標準報酬月額と比べて低額であると申し立てている。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和46年11月1日から47年10月1日までの期間及び51年2月1日から54年1月1日までの期間は、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額が、上限（最高等級）で記録されていることから、同期間について、標準報酬月額の記録訂正をすることはできない。

また、上記を除く期間については、A社では、申立期間当時の賃金台帳及び給与支給額等を確認できる資料を保存していないことから、同期間の申立人の標準報酬月額について確認できないと回答している。

さらに、申立人から提出のあった申立期間に係る源泉徴収票及び市民税県民税特別徴収税額納税者通知書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額とおおむね一致している。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務した昭和55年5月21日から58年6月21日までの標準報酬月額が、同社より受け取った賃金額に見合う標準報酬月額と比べて低額であると申し立てている。

しかしながら、B社では、申立期間当時の賃金台帳及び給与支給額等を確認できる資料を保存していないことから、同期間の申立人の標準報酬月額について確認できないと回答している。

また、申立人から提出のあった申立期間に係る源泉徴収票上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所の申立人に係る標準報酬月額とおおむね一致している。

さらに、B社が加入していた厚生年金基金の申立人に係る標準報酬月額の記録は、社会保険事務所の記録と一致していることから、同社は、社会保険事務所に記録どおりの届出を行ったものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 29 日から同年 3 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間を含めて継続して勤務していたので、同期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 49 年 3 月 1 日であり、申立人の被保険者資格取得日と一致している。

さて、申立人は、昭和 49 年 1 月 29 日までB社に勤務していたが、同日に設立されたA社に異動したと主張しているところ、申立人は、社名が記載されていない同年 1 月から 3 月までの給与明細書を有しており、同給与明細書には厚生年金保険料控除額の記載がある。同給与明細書によると、昭和 49 年 2 月の給与からは 1,508 円の厚生年金保険料が控除され、さらに同年 3 月の給与からは 116 円の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。これについて、54 年にA社に入社し、現在も同社に営業所長として勤務している者は、同社においては、入社当時は、厚生年金保険料の給与からの控除の方法は当月控除であったと供述しており、このことを踏まえ、上記の控除額及び同社が 49 年 3 月から厚生年金保険の適用事業所となっていることを合わせ判断すると、同年 2 月の給与から控除されている厚生年金保険料は、本来、同年 3 月の給与から控除される予定であった厚生年金保険料が誤って同年 2 月の給与から控除されたものであり、同年 3 月の給与からは標準報酬月額変更に伴う差額調整分のみを控除しているものと考えられる。

次に、上記の内容を踏まえた上で、昭和 49 年 1 月の給与から控除されている厚生年金保険料について考えると、申立人が同年 1 月 29 日まで勤務していた B 社の現在の総務担当者は、「B 社では、給与からの保険料控除の方法は翌月控除で行っており、申立期間当時も翌月控除であったと思う。」と供述していることから、同年同月の給与明細書は同社のものであり、同給与から控除されている保険料は、同社における 48 年 12 月の厚生年金保険料と考えられる。

上記のことから、申立人の A 社における申立期間の厚生年金保険料は、控除されていないものと判断できる。

なお、申立人と同様に B 社から A 社に異動した同僚 3 名についても、昭和 49 年 1 月及び同年 2 月については厚生年金保険の加入記録は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月 20 日から 50 年 12 月 29 日まで
A社に勤務していた申立期間について、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚及び従業員の供述から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和 57 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について事情を聴取することができない。

また、申立期間当時におけるA社の経理担当者は、「正社員については、雇用保険と厚生年金保険の両方を加入させていた。」と供述しているが、申立人については、申立期間に係る雇用保険の加入記録も見当たらない。

さらに、上記の経理担当者は「同社の正社員の名前はおおむね記憶しているが、申立人の名前は記憶に無く、当時、同社ではアルバイトを雇っていたことから、申立人はアルバイト勤務だったのではないか。」と供述している。

加えて、申立人が記憶している同僚等正社員 8 名に照会したところ、申立人を記憶している者が 2 名おり、このうち 1 名は、申立人について、「A社の正社員ではなく、時給制のアルバイトとして勤務していた。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に係る記載に健康保険証番号の欠番等の不自然さはみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。